

2026 年度

戦略的創造研究推進事業  
(CREST・さきがけ・ACT-X)

募集要項

募集期間：

2026 年 4 月 7 日（火）～ 6 月 2 日（火）午前 12 時（正午）：CREST

2026 年 4 月 7 日（火）～ 5 月 26 日（火）午前 12 時（正午）：さきがけ・ACT-X

2026 年 4 月 17 日（金）～ 6 月 2 日（火）午前 12 時（正午）：さきがけ「複雑な環境曝露が生物の今と未来を作る分子機構」



国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)

戦略研究推進部

2026 年 4 月 7 日

2026 年 4 月 17 日 更新

## 研究提案募集の概要

※英語版の募集要項、提案書様式はこちらをご覧ください。

Please refer to the following link for the English version of the application guidelines and proposal form.

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian-en.html>

### (1) 研究提案を募集する研究領域

今回、研究提案を募集する研究領域は、CREST の 12 研究領域、さきがけの 15 研究領域、ACT-X の 4 研究領域です。

#### ○ CREST

研究領域	戦略目標	発足年度
量子科学技術における未踏領域の開拓 (研究総括：平山 祥郎)	基礎量子科学技術研究がドライブする量子未踏領域の開拓	2026年度
革新的な超寿命マテリアルの創出とその理論的基盤の構築 (研究総括：乾 晴行)	持続可能社会につなげる超寿命マテリアルの創出	
デジタル時空間拡張の実現に向けた技術革新と持続的価値共創 (研究総括：本村 陽一)	デジタル時空間拡張	
感覚の理解と制御がつなぐ生体システム操作 (研究総括：古川 貴久)	拡張五感と認知	
ゆらぎの導入・制御による機能性材料の創製 (研究総括：佐々木 高義)	ゆらぎの制御・活用による革新的マテリアルの創出	2025年度
実環境知能システムを実現する基礎理論と基盤技術の創出 (研究総括：尾形 哲也) (※1) AIP	実環境に柔軟に対応できる知能システムに関する研究開発	

人と AI の共生・協働社会を実現する学際 的システム基盤の創出 (研究総括：和泉 潔) (※1) AIP (※2) 日仏共同募集	安全かつ快適な“人と AI の共生・協働社会” の実現	2024 年度
異分野融合による超生体組織の創製と新 機能の創出 (研究総括：秋吉 一成)	超生体組織創出への挑戦	
予測・制御のための数理科学的基盤の創 出 (研究総括：小谷 元子) (※1) AIP (※2) 日仏共同募集	新たな社会・産業の基盤となる予測・制御 の科学	
光と情報・通信・センシング・材料の融 合フロンティア (研究総括：中野 義昭)	持続可能な社会を支える光と情報・材料等 の融合技術フロンティア開拓	
材料創製および循環プロセスの革新的融 合基盤技術の創出とその学理構築 (研究総括：岡部 朋永)	選択の物質科学～持続可能な発展型社会に 貢献する新学理の構築～	
革新的な計測・解析技術による生命力の 解明 (研究総括：水島 昇)	「生命力」を測る～未知の生体応答能力の 発見・探査～	

※1. AIP ネットワークラボに属する研究領域では、領域間で連携し、新たなイノベーションを切り開く独創的な研究者、研究課題の推進を支援しています。詳細は、「[5.1.5 AIP プロジェクト及び AIP ネットワークラボについて](#)」をご参照ください。

※2. 戦略的創造研究推進事業 CREST におけるフランス ANR との日仏共同提案募集

日仏共同提案募集に属する研究領域では、フランスの ANR（国立研究機構）と CREST の枠組みの中で、日仏研究者による日仏共同研究プロジェクトを支援しています。詳細は、「[2.2.7 戦略的創造研究推進事業 CREST におけるフランス ANR との日仏共同提案募集](#)」をご参照ください。

※3. 「量子科学技術における未踏領域の開拓」、「革新的な超寿命マテリアルの創出とその理論的基盤の構築」、「実環境知能システムを実現する基礎理論と基盤技術の創出」、「人と AI の共生・協働社会を実現する学際的システム基盤の創出」及び「光と情報・通信・センシング・材料の融合フロンティア」研究領域では、研究セキュリティ確保の取組を講じます。詳細は、「6.5 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保」をご参照ください。

○ さきがけ

研究領域	戦略目標	発足 年度
量子未踏領域への挑戦 (研究総括：初田 哲男)	基礎量子科学技術研究がドライブする量子未踏領域の開拓	2026 年度
超寿命マテリアルの創出に向けた機構解明と技術革新 (研究総括：津崎 兼彰)	持続可能社会につなげる超寿命マテリアルの創出	
計算科学とデータ駆動科学の融合によるデジタル時空間拡張の基盤創出 (研究総括：河原 吉伸)	デジタル時空間拡張	
外界刺激の感知機構の理解と革新的拡張技術創出 (研究総括：富永 真琴)	拡張五感と認知	
複雑な環境曝露が生物の今と未来を作る分子機構 (研究総括：牛島 俊和)	生体環境インタラクション～生物とエクスポソームの相互作用の解明～	
量子物質 (研究総括：齊藤 英治)	非連続な技術革新を目指す量子マテリアル研究	2025 年度
ゆらぎの理解と制御による材料革新 (研究総括：常行 真司)	ゆらぎの制御・活用による革新的マテリアルの創出	
実世界知能システムの基盤創出 (研究総括：原田 達也) (※) AIP	実環境に柔軟に対応できる知能システムに関する研究開発	
人とAIの共生・協働社会を構成する要素研究と基盤技術の創出 (研究総括：山下 直美) (※) AIP	安全かつ快適な“人とAIの共生・協働社会”の実現	
多細胞動態の理解と制御による超生体組織の創出 (研究総括：永樂 元次)	超生体組織創出への挑戦	

AI・ロボットによる研究開発プロセス革新のための基盤構築と実践活用 (研究総括：竹内 一郎) (※) AIP	自律駆動による研究革新	2024 年度
未来を予測し制御するための数理を活用した新しい科学の探索 (研究総括：荒井 迅) (※) AIP	新たな社会・産業の基盤となる予測・制御の科学	
光でつなぐ情報と物理の融合分野の開拓 (研究総括：川西 哲也)	持続可能な社会を支える光と情報・材料等の融合技術フロンティア開拓 (※2)	
材料の創製および循環に関する基礎学理の構築と基盤技術の開発 (研究総括：北川 進)	選択の物質科学～持続可能な発展型社会に貢献する新学理の構築～	
時空間マルチスケール計測に基づく生物の復元あるいは多様化を実現する機構の解明 (研究総括：上村 匡)	「生命力」を測る～未知の生体応答能力の発見・探査～	

※ AIP ネットワークラボに属する研究領域では、領域間で連携し、新たなイノベーションを切り開く独創的な研究者、研究課題の推進を支援しています。詳細は、「5.1.5 AIPプロジェクト及び AIP ネットワークラボについて」をご参照ください。

○ ACT-X

研究領域	戦略目標	発足 年度
GX 実現に資するフロンティアマテリアル (研究総括：内田 健一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能社会につなげる超寿命マテリアルの創出</li> <li>・ 非連続な技術革新を目指す量子マテリアル研究</li> <li>・ ゆらぎの制御・活用による革新的マテリアルの創出</li> <li>・ 選択の物質科学～持続可能な発展型社会に貢献する新学理の構築～</li> </ul>	2026 年度
生体機能の理解とデザイン (研究総括：伊川 正人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超生体組織創出への挑戦</li> <li>・ 「生命力」を測る～未知の生体応答能力の発見・探査～</li> <li>・ 革新的な細胞操作技術の開発と細胞制御機構の解明</li> <li>・ 老化に伴う生体ロバストネスの変容と加齢性疾患の制御に係る機序等の解明</li> <li>・ 『バイオ DX』による科学的発見の追究</li> <li>・ ヒトのマルチセンシングネットワークの統合的理解と制御機構の解明</li> <li>・ 革新的植物分子デザイン</li> <li>・ 細胞内構成因子の動態と機能</li> </ul>	2025 年度
生命と情報 (研究総括：杉田 有治) (※) AIP	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自律駆動による研究革新</li> <li>・ 「生命力」を測る～未知の生体応答能力の発見・探査～</li> <li>・ 革新的な細胞操作技術の開発と細胞制御機構の解明</li> <li>・ 老化に伴う生体ロバストネスの変容と加齢性疾患の制御に係る機序等の解明</li> <li>・ 『バイオ DX』による科学的発見の追究</li> <li>・ ヒトのマルチセンシングネットワークの</li> </ul>	2024 年度

	<p>統合的理解と制御機構の解明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・革新的植物分子デザイン</li> <li>・細胞内構成因子の動態と機能</li> </ul>	
<p>AI 共生社会を拓くサイバーインフラストラクチャ (研究総括：下條 真司) (※) AIP</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な社会を支える光と情報・材料等の融合技術フロンティア開拓</li> <li>・新たな半導体デバイス構造に向けた低次元マテリアルの活用基盤技術</li> <li>・Society 5.0 時代の安心・安全・信頼を支える基盤ソフトウェア技術</li> <li>・情報担体と新デバイス</li> <li>・最先端光科学技術を駆使した革新的基盤技術の創成</li> <li>・次世代 IoT の戦略的活用を支える基盤技術</li> <li>・Society5.0 を支える革新的コンピューティング技術の創出</li> </ul>	

※ AIP ネットワークラボに属する研究領域では、領域間で連携し、新たなイノベーションを切り開く独創的な研究者、研究課題の推進を支援しています。詳細は、「5.1.5 AIP プロジェクト及び AIP ネットワークラボについて」をご参照ください。

## (2) 募集・選考スケジュールについて

2026 年度の研究提案の募集・選考のスケジュールは、以下の通りです。「CREST」と「さきがけ」・「ACT-X」では募集締切日が異なりますので、ご注意ください。

	CREST	さきがけ・ACT-X	
			さきがけ「複雑な環境曝露が生物の今と未来を作る分子機構」
研究提案の募集開始	<u>2026 年 4 月 7 日 (火)</u>		<u>4 月 17 日 (金)</u>
募集説明会の開催	4 月中 ※オンラインで実施予定		
研究提案の受付締切 (府省共通研究開発管理システム[e-Rad]による受付期限日時)	<u>6 月 2 日 (火)</u> 午前 12 時 (正午) <u>&lt;厳守&gt;</u>	<u>5 月 26 日 (火)</u> 午前 12 時 (正午) <u>&lt;厳守&gt;</u>	<u>6 月 2 日 (火)</u> 午前 12 時 (正午) <u>&lt;厳守&gt;</u>
書類選考期間・書類選考会の開催	6 月上旬～7 月下旬		
書類選考結果の通知・e-Rad 登録	7 月上旬～7 月下旬		
面接選考会の開催	7 月中旬～8 月上旬 ※オンラインで実施予定		
選定課題の通知・発表	9 月下旬		
研究開始	10 月以降		

※ 各研究領域の募集説明会・書類選考会・面接選考会の日程は決まり次第、研究提案募集ウェブサイトにてお知らせします。

研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian.html>

面接選考対象者には、書類選考会後 1 週間以内に電子メールにてその旨の連絡ならびに面接用資料の作成を依頼します (e-Rad に登録された電子メールアドレスにご連絡します)。面接選考の結果、採択となる可能性が高い方には、9 月上旬までに、委託研究契約締結の可否等の確認のため、JST より研究提案者に電子メールもしくは電話にて連絡します。

書類選考での不採択は選考会后 5 営業日を目途に、面接選考での不採択は 9 月中旬を目途に、e-Rad を通じて通知します。なお、不採択理由は、9 月中旬以降に e-Rad を通じて通知します。

### (3) 研究提案の応募方法について

提案書の様式等、応募に必要な資料は研究提案募集ウェブサイトからダウンロードしてください。研究領域によって提案書様式が異なる場合があります。必ず応募する研究領域の様式をダウンロードしてご利用ください。

応募は e-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>) を通じて行っていただきます（第 8 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について）。締切間際は e-Rad にアクセスが集中することでシステムに負荷がかかることがあります。その結果、ページ遷移に時間がかかる、提案書をアップロードできない、エラーが発生しトップページに戻る等のトラブルが発生し、締切までに応募を完了できない場合があります。時間的余裕を十分にとって、応募を完了してください。提出課題の申請の種類（ステータス）を確認し、ステータスが「配分機関処理中 申請中」と表示されていれば正常に提出されています。

募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない（ステータスが「配分機関処理中 申請中」と表示されていない）提案は、いかなる理由でも審査の対象になりません。また、募集締切時刻以降の提案書の差し替え等には応じられません。なお、応募期間中に e-Rad 上で大規模なシステムトラブルが発生し、e-Rad を通じた応募手続きが困難となるような場合には、研究提案募集ウェブサイトを通じて対応策を掲示する場合がございますので、予めご了承ください。

所属・役職等は、e-Rad と提案書本文の記載を統一してください（相違がある場合は提案書本文の記載を正として扱います）。e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難にする不備がある場合は、不受理といたします。「審査を困難にする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れ等を指します。

なお、JST は、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JST は提案者へ事前確認や訂正依頼を行いませんので、予めご了承ください。

研究提案の応募方法ならびに応募に当たっての留意事項については、以下をご参照ください。

研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian.html>

※ 研究提案の応募方法については、以下をご参照ください

「第 8 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」  
別紙「府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」

※ 応募に当たっての留意事項については、以下をご参照ください。

「第 6 章 応募に際しての注意事項」及び「第 7 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」

#### (4) 各研究領域の募集方針及び戦略目標

募集を行う研究領域及び戦略目標は、「序章 (1) 研究提案を募集する研究領域」をご参照ください。また、応募される研究領域の「研究領域の概要」と「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」については、研究提案募集ウェブサイトをご参照ください。

研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

#### (5) 2026 年研究提案募集における主な留意点

##### ・ 選考の観点について

2026 年度から、CREST 及びさきがけの選考においては、国際展開（国際連携の計画、期待される国際的波及効果等）の観点を強化します。ただし、分野特性や研究段階に応じて、その実施形態は多様であり、国際共同研究を必ずしも求めるものではありません。

詳細は、「5.1.3 選考の観点」をご参照ください。

##### ・ e-Rad の PDF 化機能廃止について

2026 年度から、e-Rad の PDF 変換機能が廃止されました。申請様式ファイルは各自で PDF 化し、PDF リーダー上でテキストをコピーペーストした際に文字化けが発生しないことを必ず確認のうえ、提出してください。

詳細は、「8.2 e-Rad による応募の流れ」をご参照ください。

##### ・ 「直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出」対象拡大について

2026年度から、「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」について、CREST 主たる共同研究者も対象となります。

詳細は、「5.2.3 研究費」をご参照ください。

## 目次

研究提案募集の概要 .....	i
<b>第 1 章 研究提案公募にあたって .....</b>	<b>1</b>
<b>1.1 戦略的創造研究推進事業の目的と概要 .....</b>	<b>1</b>
1.1.1 事業の目的 .....	1
1.1.2 事業の概要 .....	1
<b>1.2 応募・参画を検討されている研究者の方々へ .....</b>	<b>3</b>
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について .....	3
1.2.2 ダイバーシティの推進について .....	5
1.2.3 公正な研究活動を目指して .....	7
<b>第 2 章 CREST .....</b>	<b>9</b>
<b>2.1 CREST について .....</b>	<b>9</b>
2.1.1 CREST の概要 .....	9
2.1.2 CREST の研究体制 .....	9
2.1.3 CREST 研究提案から採択までの流れ .....	10
<b>2.2 課題の募集・選考 .....</b>	<b>10</b>
2.2.1 募集対象となる研究提案 .....	10
2.2.2 募集期間 .....	11
2.2.3 研究期間 .....	11
2.2.4 研究費（上限額） .....	11
2.2.5 採択予定課題数 .....	11
2.2.6 応募要件 .....	11
2.2.7 戦略的創造研究推進事業 CREST におけるフランス ANR との日仏共同提案募集 .....	16
<b>第 3 章 さきがけ .....</b>	<b>17</b>
<b>3.1 さきがけについて .....</b>	<b>17</b>
3.1.1 さきがけの概要 .....	17
3.1.2 さきがけの研究体制 .....	17
3.1.3 さきがけ研究提案から採択までの流れ .....	18
<b>3.2 課題の募集・選考 .....</b>	<b>19</b>
3.2.1 募集対象となる研究提案 .....	19
3.2.2 募集期間 .....	19
3.2.3 研究期間 .....	19
3.2.4 研究費（上限額） .....	20

3.2.5	採択予定課題数 .....	20
3.2.6	応募要件 .....	20
3.2.7	参加形態 .....	23
3.2.8	さきがけスタートアップ支援 .....	26
<b>第 4 章</b>	<b>ACT-X .....</b>	<b>27</b>
<b>4.1</b>	<b>ACT-X について .....</b>	<b>27</b>
4.1.1	ACT-X の概要 .....	27
4.1.2	ACT-X の研究体制 .....	28
4.1.3	ACT-X 研究提案から採択までの流れ .....	28
<b>4.2</b>	<b>課題の募集・選考 .....</b>	<b>29</b>
4.2.1	募集対象となる研究提案 .....	29
4.2.2	募集期間 .....	29
4.2.3	研究期間 .....	29
4.2.4	研究費（上限額） .....	30
4.2.5	採択予定課題数 .....	30
4.2.6	応募要件 .....	30
4.2.7	ACT-X 学生（博士／修士課程）研究者へのリサーチ・アシスタント（RA）等経費追加支援 .....	34
<b>第 5 章</b>	<b>CREST・さきがけ・ACT-X 共通事項 .....</b>	<b>36</b>
<b>5.1</b>	<b>課題の募集・選考に関する共通事項 .....</b>	<b>36</b>
5.1.1	研究提案者と研究総括の利害関係について .....	36
5.1.2	選考方法 .....	36
5.1.3	選考の観点 .....	40
5.1.4	特定課題調査（CREST、さきがけが対象） .....	41
5.1.5	AIP プロジェクト及び AIP ネットワーククラブについて .....	41
<b>5.2</b>	<b>採択後の研究推進に関する共通事項 .....</b>	<b>41</b>
5.2.1	研究計画の作成 .....	41
5.2.2	研究契約 .....	42
5.2.3	研究費 .....	43
5.2.4	研究課題評価 .....	45
5.2.5	研究領域評価 .....	46
5.2.6	採択された研究代表者及び主たる共同研究者、個人研究者の責務等 .....	46
5.2.7	研究機関の責務等 .....	49
<b>第 6 章</b>	<b>応募に際しての注意事項 .....</b>	<b>54</b>

6.1	生成 AI の利用について .....	54
6.2	研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について .....	54
6.3	不合理な重複・過度の集中に対する措置 .....	56
6.4	他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況 .....	59
6.5	研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保 .....	59
6.6	安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） .....	62
6.7	国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について .....	65
6.8	繰越について .....	65
6.9	府省共通経費取扱区分表について .....	65
6.10	費目間流用について .....	66
6.11	年度末までの研究期間の確保について .....	66
6.12	間接経費について .....	67
6.13	研究設備・機器の共用促進について .....	67
6.14	博士課程学生の処遇の改善について .....	69
6.15	若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について .....	71
6.16	男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について .....	72
6.17	プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について .....	72
6.18	若手研究者の多様なキャリアパスの支援について .....	73
6.19	URA 等の研究開発マネジメント人材の確保について .....	73
6.20	社会との対話・協働の推進について .....	74
6.21	オープンサイエンスの促進について .....	75
6.22	論文謝辞等における体系的番号の記載について .....	78
6.23	ライフサイエンス分野のデータ公開について .....	78
6.24	動物実験基本指針における外部検証の受検について .....	79
6.25	ナショナルバイオリソースプロジェクトについて .....	79
6.26	多機関共同研究における治験・研究の一括審査について .....	80
6.27	研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について .....	81
6.28	競争的研究費改革に関する記載事項 .....	81
6.29	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について .....	82
6.30	不正使用及び不正受給への対応 .....	83
6.31	他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 .....	85
6.32	関係法令等に違反した場合の措置 .....	85

6.33	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について .....	85
6.34	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について .....	89
6.35	研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて .....	89
6.36	研究プロジェクト管理システムの利用及び研究者情報の researchmap への登録について .....	90
6.37	JST からの特許出願について.....	92
6.38	特許出願非公開制度について.....	92
6.39	人権の保護及び法令等の遵守への対応について .....	93
6.40	JREC-IN Portal のご利用について .....	94
<b>第 7 章</b>	<b>戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について .....</b>	<b>95</b>
表 1	: CREST・さきがけ・ACT-X への応募・参画の可否.....	98
表 2	: CREST・さきがけ・ACT-X 間の同時応募・参画の可否.....	100
<b>第 8 章</b>	<b>府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について .....</b>	<b>102</b>
<b>8.1</b>	<b>府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募に当たっての注意事項 .....</b>	<b>102</b>
<b>8.2</b>	<b>e-Rad による応募の流れ .....</b>	<b>103</b>
<b>8.3</b>	<b>e-Rad の操作方法、問い合わせ先 .....</b>	<b>104</b>
8.3.1	e-Rad の操作方法 .....	104
8.3.2	問い合わせ先 .....	104
8.3.3	e-Rad の利用可能時間帯.....	105
<b>8.4</b>	<b>具体的な応募方法.....</b>	<b>105</b>
8.4.1	研究機関、研究者情報の登録 .....	105
8.4.2	その他具体的な応募方法 .....	106



## 第 1 章 研究提案公募にあたって

### 1.1 戦略的創造研究推進事業の目的と概要

#### 1.1.1 事業の目的

本事業は、我が国が直面する重要な課題の克服に向けて、挑戦的な基礎研究を推進し、社会・経済の変革をもたらす科学技術・イノベーションを生み出す、新たな科学知識に基づく創造的な革新的技術のシーズ（新技術シーズ）を創出することを目的としています。卓越した基礎科学からトップイノベーションの源を生み出す、挑戦的な研究に果敢に取り組む研究者の皆様からのご応募・ご参加をお待ちしています。

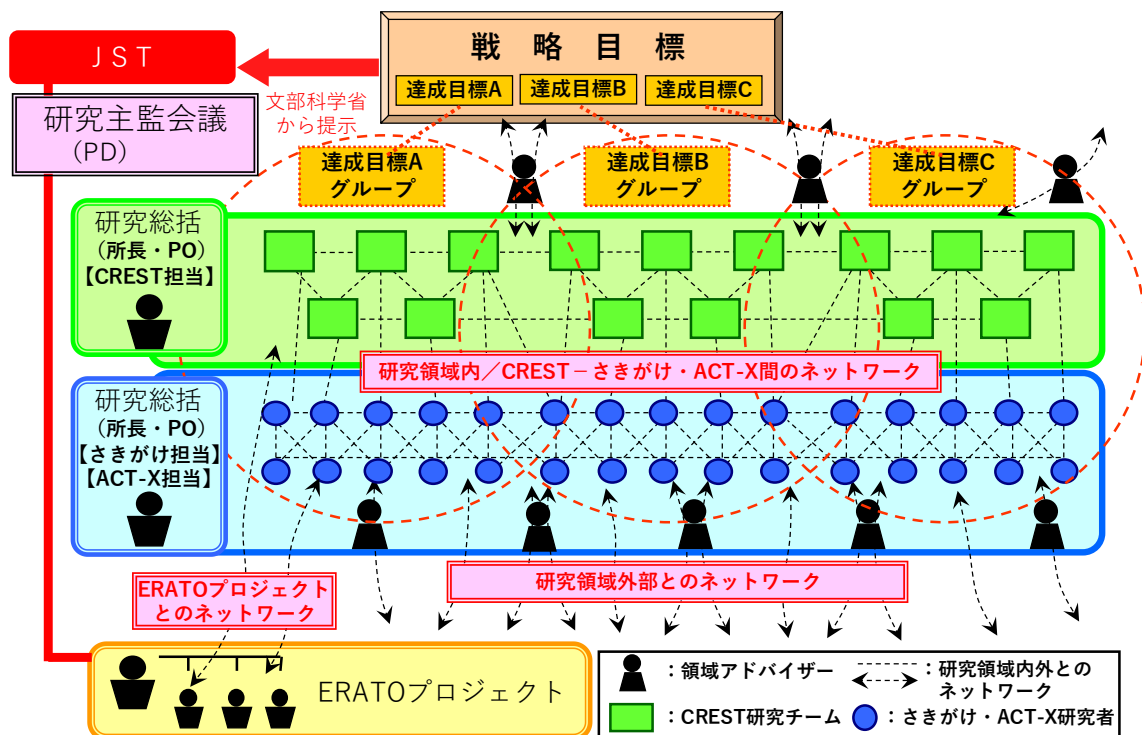
#### 1.1.2 事業の概要

国の科学技術政策や社会的・経済的ニーズ等を踏まえて国（文部科学省）が設定する「戦略目標」の下に、推進すべき研究領域と研究領域の責任者である研究総括（PO：プログラムオフィサー）を JST が定めます。研究総括は、戦略目標の達成へ向けて、科学技術・イノベーションを生み出す革新的技術のシーズの創出を目指した戦略的な基礎研究を推進します。

本事業全体の運営方針や制度改革の検討・立案は、研究主監（PD：プログラムディレクター）が行います。本事業のうち、「CREST」（研究代表者が率いる研究チームにより研究課題を推進）、「さきがけ」及び「ACT-X」（個人研究者が研究課題を推進）では、研究主監による事前評価に基づいて、JST が研究領域と研究総括を定めます。

研究総括は、研究領域を「ネットワーク型研究所」として運営します。具体的には、研究総括が研究所長の役割を果たして、既存組織や分野、産・学・官の枠を超えた最適な研究者・研究課題を編成して時限的な研究体制を構築し、領域アドバイザー等の協力を得ながら戦略目標の達成に向けて研究領域を運営します。CREST の研究代表者及びさきがけ・ACT-X の個人研究者は、研究総括の運営方針の下でその支援等を受けつつ、科学技術・イノベーションへの展開を見据えて領域アドバイザー等との対話や参加研究者間の相互連携を行うとともに、国内外との連携によるネットワークを自ら積極的に形成・活用しながら、自らが立案した研究課題を推進します。

なお、本事業は、内閣府ウェブサイト (<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/index.html>) に掲載している競争的研究費制度一覧の事業に該当します。



### CREST・さきがけ・ACT-X『ネットワーク型研究所』の標準的モデル

※ 戦略目標

- ・ 国の科学技術政策や社会的・経済的ニーズ等を踏まえ、国（文部科学省）が「戦略目標」を設定
- ・ 戦略目標の実現のための「達成目標」を3つ程度提示

※ 研究主監（PD：プログラムディレクター）会議

- ・ ネットワーク型研究所の事業横断的な運営指針の提示・共有
- ・ 新規研究領域・研究総括の事前評価
- ・ 研究領域を超えた最適資源配分、連携推進・調整

等を行う

- ※ 研究領域は、戦略目標に応じて、CREST、さきがけ、ACT-Xのいずれか（複数もしくは複合領域を含む）を設定

※ 研究総括（PO：プログラムオフィサー）

イノベーション創出・戦略目標達成に向け、

- ・ 研究領域の運営方針を策定・共有し、領域アドバイザーの協力を得ながら研究領域のマネジメント（研究課題の選考・評価を含む）
- ・ 科学技術・イノベーションへの展開を見据えた、研究領域内外とのネットワーク形成の先導・支援等を行う

## 1.2 応募・参画を検討されている研究者の方々へ

### 1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

#### **JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！**

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためにより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言<sup>※</sup>）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思えます。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.2.2 ダイバーシティの推進について

**JST はダイバーシティを推進しています！**

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

### みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組めます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

JST では、研究者がライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究開発を継続できること、また一時中断せざるを得ない場合は、可能となった時点で研究開発に復帰し、キャリア継続が図ることができることを目的とした、研究とライフイベントとの両立支援策（当該研究者の研究開発の促進や負担軽減のために使用可能な男女共同参画促進費の支援）を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは以下のウェブサイトをご参照ください。

CREST・さきがけ・ACT-X におけるダイバーシティ推進に向けた取組

<https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/nadeshiko/index.html>

研究代表者等にライフイベントが発生した場合の研究費の運用指針

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/life-event.html>

出産・子育て・介護支援制度

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

#### ○ さきがけスタートアップ支援制度

JST では採択時または研究期間中に、さきがけ研究者が自立的に研究を行えるよう、環境整備費の申請を受け付けております。詳細は採択後にお知らせいたします。

1.2.3 公正な研究活動を目指して

**公正な研究活動を目指して**

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JST は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JST は研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JST は誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JST は研究不正に厳正に対処します。
4. JST は関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長



## 第 2 章 CREST

### 2.1 CREST について

#### 2.1.1 CREST の概要

「CREST」の概要・特徴は以下の通りです。

- a. CREST は、我が国が直面する重要な課題の克服に向けて、独創的で国際的に高い水準の目的基礎研究を推進し、社会・経済の変革をもたらす科学技術・イノベーションに大きく寄与する、新たな科学知識に基づく創造的で卓越した革新的技術のシーズ（新技術シーズ）を創出することを目的とするネットワーク型研究（チーム型）です。研究領域の責任者である研究総括が定めた研究領域運営方針の下、研究総括が選んだ、我が国のトップ研究者が率いる複数のベストチームが、チームに参加する若手研究者を育成しながら、戦略目標の達成に向けて研究を推進します。
- b. 研究総括が、産・学・官の各機関に所在する研究代表者を総括し、研究領域を「ネットワーク型研究所」として運営します。研究総括は、その研究所長の役割を果たす責任者として、領域アドバイザー等の協力を得ながら以下の手段を通じて研究領域を運営します。
  - ・ 研究領域の運営方針の策定
  - ・ 研究課題の選考
  - ・ 研究計画（研究費、研究チーム編成を含む）の調整・承認
  - ・ 各研究代表者が研究の進捗状況を発表・議論する「領域会議」の開催、研究実施場所の訪問やその他の機会を通じた、研究代表者との意見交換、研究への助言・指導
  - ・ 研究課題の評価
  - ・ その他、必要な手段
- c. 研究代表者は、自らが立案した研究構想の実現に向けて、複数の研究者からなる一つの最適な研究チームを編成することができます。研究代表者は、自らが率いる研究チーム（研究課題）全体に責任を持ちつつ、研究領域全体の目的に貢献するよう研究を推進します。

#### 2.1.2 CREST の研究体制

研究代表者は、複数の研究者からなる一つの最適な研究チームを編成することができます。

- a. 研究代表者は、自身の研究室メンバー等による「研究代表者グループ」のみによって構成された研究チームの編成も可能であり、また、研究構想を実現する上で必要な場合、その他の研究室または研究機関に所属する研究者等からなるグループ「共同研究グループ」を含めた研究チームの編成も可能です。

## 第 2 章 CREST

- b. 研究チームを構成する研究者のうち「共同研究グループ」を代表する方を「主たる共同研究者」といいます。
- c. 研究推進の必要性に応じて、研究員等、研究補助者を研究費の範囲内で雇用し、研究チームに参加させることが可能です。

※ 研究体制にかかる要件については、「2.2.6 応募要件」をご参照ください。

### 2.1.3 CREST 研究提案から採択までの流れ

#### (1) 課題の募集・選考

JST は、国が定める戦略目標のもとに定められた研究領域ごとに、研究提案を募集します。選考は、研究領域ごとに、研究総括が領域アドバイザー等の協力を得て行います。

※ 詳細は、「2.2 課題の募集・選考」、「5.1 課題の募集・選考に関する共通事項」をご参照ください。

#### (2) 研究計画の作成

採択後、研究代表者は研究期間全体を通じた全体研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究チーム構成が含まれます。

※ 詳細は、「5.2.1 研究計画の作成」をご参照ください。

#### (3) 契約

採択後、JST は研究代表者及び主たる共同研究者の所属する研究機関との間で、原則として委託研究契約を締結します。

※ 詳細は、「5.2.2 研究契約」をご参照ください。

## 2.2 課題の募集・選考

### 2.2.1 募集対象となる研究提案

- (1) 「序章 (1) 研究提案を募集する研究領域」に記載の研究領域に対する研究提案を募集します。
- (2) 応募する研究領域の「研究領域の概要」と「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」をよく確認し、研究領域にふさわしい研究提案を行ってください。詳細については、研究提案募集ウェブサイトをご参照ください。

研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

## 第 2 章 CREST

- (3) 「第 5 章 CREST・さきがけ・ACT-X 共通事項」に、重要な共通事項の記載があります。必ずご確認ください。

### 2.2.2 募集期間

**2026 年 4 月 7 日 (火) ~6 月 2 日 (火) 午前 12 時 (正午) <厳守>**

その他、選考等の日程については、「序章 (2) 募集・選考スケジュールについて」をご参照ください。

### 2.2.3 研究期間

研究期間は、2026 年 10 月から 2032 年 3 月までの 5 年半以内（第 6 年次の年度末まで実施可能）です。

- ※ 実際の研究期間は、研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳細は、「5.2 採択後の研究推進に関する共通事項」をご参照ください。

### 2.2.4 研究費（上限額）

1 課題（1 研究チーム）あたりの研究費（直接経費）規模は、原則として 1.5~5 億円（通期；通常 5 年半以内）です（研究領域ごとに研究費範囲を設定している場合がありますので「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」もご参照ください）。また、JST は委託研究契約に基づき、上記の研究費（直接経費）に間接経費（直接経費の 30%が上限）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

- ※ 提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究総括による研究課題の研究計画の精査・承認により、JST が決定します。詳細は、「5.2 採択後の研究推進に関する共通事項」をご参照ください。

- ※ 「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」

研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

### 2.2.5 採択予定課題数

各研究領域における採択予定件数は、3~8 件程度です（研究領域の趣旨や研究提案の状況、予算により変動します）。

### 2.2.6 応募要件

応募要件は以下の通りです。応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

- ※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理、

## 第 2 章 CREST

または不採択とします。

- ※ 応募要件は、採択された場合、当該研究課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究課題の全体または一部を中止（早期終了）します。

また、応募に際しては、下記(1)～(3)に加え、「第 6 章 応募に際しての注意事項」及び「第 7 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

### (1) 研究代表者の要件

- a. 研究代表者となる研究提案者自らが、国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究を実施する体制を取ること（研究代表者の国籍は問いません）。

※ 以下の方も研究代表者として応募できます。

- ・ 国内の研究機関に所属する外国籍研究者。
- ・ 現在、特定の研究機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している研究者で、研究代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能な研究者（国籍は問いません）。
- ・ 民間企業等の大学等以外の研究機関に所属している研究者。

- b. 全研究期間を通じ、研究チームの責任者として研究課題全体の責務を負うことができる研究者であること。

※ 詳細は、「5.2.6 採択された研究代表者及び主たる共同研究者、個人研究者の責務等」をご参照ください。

- c. 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※ 詳細は、「6.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

- d. 応募にあたって、以下の 4 点を誓約できること。

※ e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

- ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和 3 年 2 月 1 日改正）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 研究提案が採択された場合、研究参加者（研究代表者、主たる共同研究者、研究員等、

## 第 2 章 CREST

研究補助者) は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）及び研究費の不正使用を行わないこと。

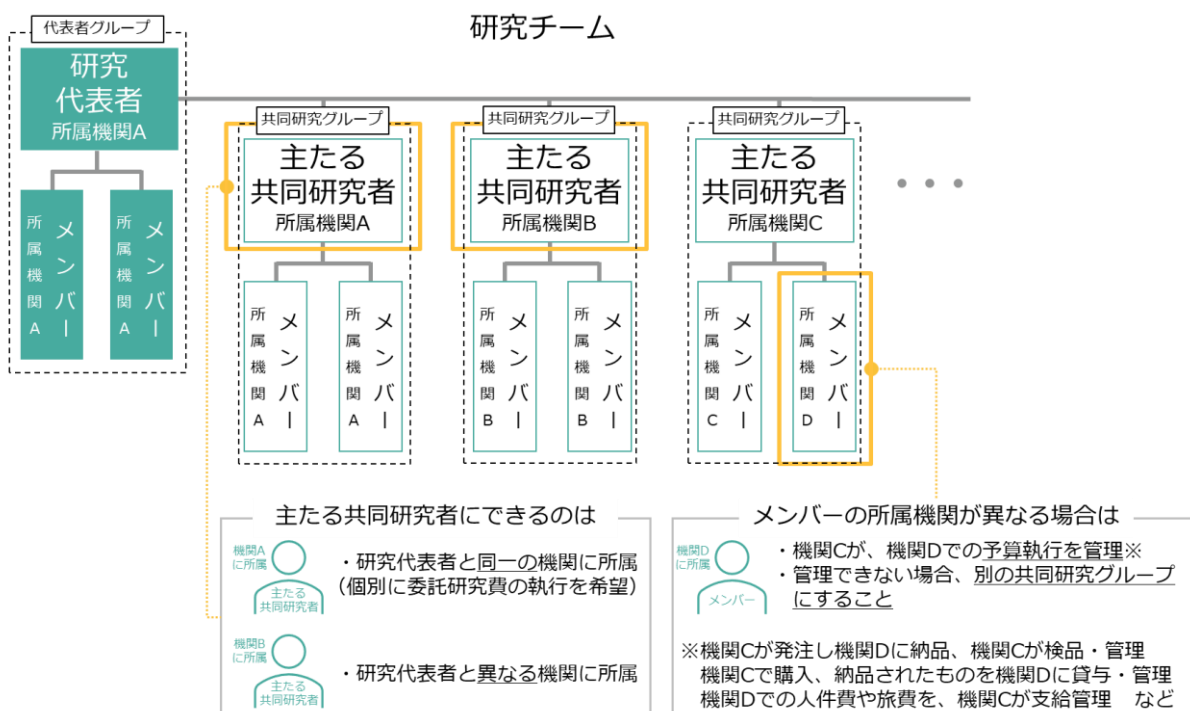
- ・ 本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

### (2) 研究体制の要件

以下の要件を満たす必要があります。

- 研究チームは、研究代表者となる研究提案者の研究構想を実現する上で最適な体制であること。
- 研究チームに共同研究グループを配置する場合、共同研究グループは研究構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できること。

※ 同じ研究実施項目に取り組むため、複数の組織（研究室、部局、研究機関等）が1つのグループに入っても構いません。ただし「異なる組織に所属するメンバーが執行する研究費の管理を、グループを主宰する研究者（研究代表者、主たる共同研究者）の所属機関が行えること」が必須です。もしこの対応が不可である場合は、異なる機関に所属する研究者は別の共同研究グループとしてください。同一機関に所属する場合であっても、個別に経費執行する必要がある場合等は、別の共同研究グループとしてください（下図はグループの構成例）。募集要項「[5.2.7 研究機関の責務等](#)」もご参照ください。



## 第 2 章 CREST

※ CREST においては、研究のボーダーレス化が進展する中、海外の研究機関に所属する研究者との共同研究を積極的に推奨しています。特に、JST から海外機関への資金拠出を伴わない形での国際共同研究や研究協力については、研究構想の高度化や国際的な研究ネットワーク形成の観点から、歓迎されるものです。

一方で、海外の研究機関に所属する研究者に対して JST から研究費を提供する場合には、公的資金の適正な執行および研究マネジメントの観点から、慎重な判断が必要となります。このため、CREST への提案において、海外の研究機関に所属する研究者を主たる共同研究者として参画させ、かつ当該研究機関に対して JST から研究費の提供を行うことは、原則として想定していません。

ただし、研究構想の実現にあたり、海外の研究機関に所属する研究者の参画が不可欠であり、かつその参画が単なる業務の委託や外注ではなく、研究計画の中核をなす対等な共同研究として位置付けられる場合には、例外的に、当該研究者を主たる共同研究者として参画させ、JST から研究費を提供することを認めることがあります。

具体的には、例えば以下のような場合が該当し得ます。

- ・ 国内では利用が困難、または利用機会が著しく限定されている高度な計測装置、実験設備、解析基盤等を活用した研究を、海外の研究機関との共同研究として実施することが、研究構想上不可欠である場合
- ・ 海外でのみ実施可能なフィールド調査が必要である場合
- ・ 研究材料がその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない場合
- ・ 将来的な国際的人材循環や我が国への研究人材の呼び込みを見据え、海外の若手を含む研究者を中核的な共同研究者として参画させることに、明確な研究上の意義が認められる場合

このように、海外の研究機関に所属する研究者を主たる共同研究者として参画させ、JST からの研究費提供を伴う形での参加を希望する場合には、研究提案書（CREST：様式 5-3）において、

- ・ 当該研究者の参画が研究構想の実現に不可欠である理由
  - ・ 当該参画が委託・外注ではなく、共同研究として位置付けられる理由
  - ・ 当該海外研究機関との契約締結に至らなかった場合の代替的な研究実施方策
- を具体的に記載してください。

これらの記載内容を踏まえ、研究総括が、研究構想全体との整合性や国際共同研究としての妥当性の観点から、総合的に判断します。

## 第 2 章 CREST

なお、海外の研究機関との研究契約については、「2.2.6 (4) 海外の研究機関での研究実施に関する要件」をご参照ください。JST が提示する条件に基づき契約を締結することを前提とします。研究内容の特性や法令等の遵守の観点で合理的な理由があると認められる場合には契約条文を調整できる場合がありますが、調整期間は、JST が交渉を開始してから原則として 3 か月以内とします。

### (3) 研究機関の要件

CREST 研究を実施する研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。「5.2.7 研究機関の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

### (4) 海外の研究機関での研究実施に関する要件

海外研究機関は、原則として JST が提示する「共同研究契約書」ひな形どおりに共同研究契約を締結しなければなりません。提案者は、海外研究機関の契約担当部局責任者の連絡先を（CREST：様式 8）に記載の上、面接選考会までに、研究機関（契約担当部局責任者）として「共同研究契約書」ひな形の内容の重要事項について事前了承していることを示す、所定の様式「海外研究機関向け/契約締結に関する事前確認様式」を必ず提出してください。

- ※ 提案者ご自身より、研究機関の契約担当者等へ「共同研究契約書」ひな形を提示の上、当該様式の必要性等を説明いただく場合があることも予めご了承ください。当該様式の回答内容から共同研究契約締結が困難であると判断される場合、不採択となることがあります。
- ※ なお、研究内容の特性や法令等の遵守の観点で合理的な理由があると認められる場合には、「共同研究契約書」の契約条文を調整できる場合もあります。いずれの場合でも、契約交渉期間は JST が交渉を開始してから原則 3 ヶ月までとします。採択後、交渉期間内に共同研究契約が締結できない場合、研究不実施とします。
- ※ 契約交渉に時間を要し研究開始時期が遅れた場合であっても、研究終了時期の延長は認められません。

○ 「海外研究機関向け/契約締結に関する事前確認様式」

[https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/en/koubo/2026\\_prior\\_confirmation\\_en.docx](https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/en/koubo/2026_prior_confirmation_en.docx)

- ※ 海外機関用の「共同研究契約書」ひな形等は、以下の URL より応募される研究領域のページにアクセスし、「応募方法」の項目内の「参考資料」をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

- ※ その他、海外の研究機関との研究契約締結にあたっては、「[5.2.7 研究機関の責務等](#)」もご参照ください。

### 2.2.7 戦略的創造研究推進事業 CREST におけるフランス ANR との日仏共同提案募集

JST は日仏の科学研究における協力促進を目的に、2017 年 12 月にフランスの ANR（国立研究機構）と協力枠組み合意を締結しました。この合意に基づき、CREST の枠組みの中で、日仏研究者による日仏共同研究プロジェクトの支援を行うこととしました。

2026 年度の CREST の研究提案募集では、2 研究領域において、通常の研究提案に加え、日仏共同研究グループによる共同研究提案を募集します。

詳細は、研究提案募集ウェブサイトの「提案を募集する研究領域」から、日仏共同提案募集を行う各研究領域のページをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

## 第 3 章 さきがけ

### 3.1 さきがけについて

#### 3.1.1 さきがけの概要

「さきがけ」の概要・特徴は以下の通りです。

- a. さきがけは、我が国が直面する重要な課題の克服に向けて、独創的・挑戦的かつ国際的に高水準の発展が見込まれる先駆的な目的基礎研究を推進し、社会・経済の変革をもたらす科学技術・イノベーションの源泉となる、新たな科学知識に基づく創造的な革新的技術のシーズ（新技術シーズ）を世界に先駆けて創出することを目的とするネットワーク型研究（個人型）です。研究領域の責任者である研究総括が定めた研究領域運営方針の下、研究総括が選んだ若手研究者が、研究領域内及び研究領域間で異分野の研究者ネットワークを形成しながら、戦略目標の達成を目指し、若手ならではのチャレンジングな個人型研究を推進します。
- b. 研究総括が、さきがけに採択された個人研究者を総括し、研究領域を「ネットワーク型研究所」として運営します。

研究総括は、その研究所長の役割を果たす責任者として、領域アドバイザー等の協力を得ながら以下の手段を通じて研究領域を運営します。

- ・ 研究領域の運営方針の策定
  - ・ 研究課題の選考
  - ・ 研究計画（研究費計画を含む）の調整・承認
  - ・ 各個人研究者が研究の進捗状況を発表・議論する「領域会議」の開催、研究実施場所の訪問やその他の意見交換等の機会を通じた、個人研究者への助言・指導
  - ・ 研究課題の評価
  - ・ その他、研究活動の様々な支援等、必要な手段
- c. 個人研究者は、自らの着想をもとに立案した研究構想の実現に向けて、自己の研究課題の実施に責任を持ちつつ、研究領域全体の目的に貢献するよう研究を推進します。また、領域会議に参加し、研究総括や領域アドバイザー等と議論・交流をするとともに、若手研究者同士がお互いに切磋琢磨し相互触発することを通じて、将来の連携につながる研究者のヒューマンネットワーク構築に取り組みます。

#### 3.1.2 さきがけの研究体制

- a. 個人研究者が個人（1人）で研究を進めます。ただし、必要に応じて、個人研究者の管理・

### 第 3 章 さきがけ

指導の下で研究の一部を主体的に実施する研究員等（研究員及び相当する役割を担う者）を 2 名まで配置できます。さらに、研究費の範囲内で個人研究者の指示に基づく研究補助業務を担う研究補助者を、研究員等とは別に 5 名まで配置することができます。

- b. 所属機関を持つ個人研究者は、原則として自身の所属機関にて研究を実施していただきます。
- c. 所属機関を持たない個人研究者であっても、自身が研究を実施する受入先研究機関を確保し、責任を持って研究環境を整備して研究を完遂できると認められる場合には、JST が個人研究者を「さきがけ専任研究者」として雇用し、個人研究者が受入先研究機関（研究実施場所）において研究を実施することも可能です（**国内研究機関のみが対象です**）。ただし、さきがけ専任研究者の雇用にあたっては、JST がその必要性を厳格に審査します。審査に際しては、JST に雇用された研究者として研究を実施すること、ならびに研究の実施にあたって JST と受入先研究機関が出向契約を締結することについて、受入先研究機関の事前承諾を得ていることが必須です。

また、応募時点で、CREST・ERATO の研究員（研究代表者以外）として研究チームに参加している者は、さきがけ専任研究者としてさきがけ研究を行いながら、従来の CREST・ERATO 研究を他業務として継続することが一定の条件の下で可能です（他業務の必要性は JST が審査します）。

JST が雇用するさきがけ専任研究者としての参加及び他業務の実施に関する要件は、「3.2.7 参加形態」を必ずご確認ください。

#### 3.1.3 さきがけ研究提案から採択までの流れ

##### (1) 課題の募集・選考

JST は、国が定める戦略目標のもとに定められた研究領域ごとに、研究提案を募集します。選考は、研究領域ごとに、研究総括が領域アドバイザー等の協力を得て行います。

※ 詳細は、「3.2 課題の募集・選考」及び「5.1 課題の募集・選考に関する共通事項」をご参照ください。

##### (2) 研究計画の作成

採択後、個人研究者は研究期間全体を通じた全体研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究体制が含まれます。

※ 詳細は、「5.2.1 研究計画の作成」をご参照ください。

## 第 3 章 さきがけ

### (3) 契約

研究課題の推進にあたり、JST は個人研究者がさきがけ研究を実施する研究機関との間で、委託研究契約を締結します。所属機関が複数ある場合、JST はさきがけ研究費の執行を行う一つの所属機関と委託研究契約を締結します。

※ 詳細は、「5.2.2 研究契約」をご参照ください。

## 3.2 課題の募集・選考

### 3.2.1 募集対象となる研究提案

- (1) 「序章 (1) 研究提案を募集する研究領域」に記載の研究領域に対する研究提案を募集します。
- (2) 応募する研究領域の「研究領域の概要」と「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」をよく確認し、研究領域にふさわしい研究提案を行ってください。詳細については、研究提案募集ウェブサイトをご参照ください。

研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

- (3) 「第 5 章 CREST・さきがけ・ACT-X 共通事項」に、重要な共通事項の記載があります。必ずご確認ください。

### 3.2.2 募集期間

**2026 年 4 月 7 日 (火) ~5 月 26 日 (火) 午前 12 時 (正午) <厳守>**

**さきがけ「複雑な環境曝露が生物の今と未来を作る分子機構」のみ以下の期間**

**2026 年 4 月 17 日 (金) ~6 月 2 日 (火) 午前 12 時 (正午) <厳守>**

その他、選考等の日程については、「序章 (2) 募集・選考スケジュールについて」をご参照ください。

### 3.2.3 研究期間

研究期間は、2026 年 10 月から 2030 年 3 月までの 3 年半以内（第 4 年次の年度末まで実施可能）です。

※ 実際の研究期間は、研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳細は、「5.2 採択後の研究推進に関する共通事項」をご参照ください。

## 第 3 章 さきがけ

### 3.2.4 研究費（上限額）

1 課題あたり研究費（直接経費）規模は、原則として 3～4 千万円（通期；研究期間 3 年半以内）です（研究領域ごとに研究費（直接経費）範囲を設定している場合がありますので「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」もご参照ください）。また、JST は委託研究契約に基づき、上記の研究費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

※ 提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究総括による研究課題の研究計画の精査・承認により、JST が決定します。詳細は、「5.2 採択後の研究推進に関する共通事項」をご参照ください。

※ 「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」  
研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

### 3.2.5 採択予定課題数

各研究領域における採択予定件数は、10 件程度です（研究領域の趣旨や研究提案の状況、予算により変動します）。

### 3.2.6 応募要件

応募要件は以下の通りです。応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理、または不採択とします。

※ 応募要件は、採択された場合、当該研究課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究課題の全体または一部を中止（早期終了）します。

※ ACT-X 研究実施中の個人研究者も応募できますが、さきがけに採択され、さきがけ研究を実施する場合は、さきがけに採択された年度末をもって ACT-X 研究は終了となります（早期終了）。ACT-X 研究実施中（加速フェーズ期間を含む）にさきがけに応募する際は、その旨を ACT-X の研究総括及び領域担当に通知してください。

また、応募に際しては、下記に加え、「第 6 章 応募に際しての注意事項」及び「第 7 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

#### (1) 個人研究者の要件

### 第 3 章 さきがけ

- a. 提案者は、個人研究者となる方ご本人であること。
- b. 自らが研究構想の発案者であるとともに、その構想を実現するために自立して研究を推進する研究者であること。
- ※ 企業等に所属する研究者であっても、さきがけ研究の趣旨に沿った個人型研究を十分に遂行できる研究者は対象となります。
- c. 日本国籍を持つ研究者もしくは日本国内で研究を実施する外国籍の研究者であること。
- ・ 日本国籍を持つ研究者：  
海外の研究機関での研究実施を提案する場合は、原則として当該研究機関と JST との間で共同研究契約を締結し、別に JST が経費執行指針を指定する場合には当該指針に基づき適切な経費執行が可能であることが要件となります。詳細は、後項(3)及び Q&A をご参照ください。
  - ・ 日本国内で研究を実施する外国籍研究者：  
採択時に日本国内の研究機関で研究を行っており、かつ、さきがけ研究終了まで日本国内の研究機関で研究を継続できることが要件です。また、日本語による事務処理が可能であること、またはその対応が可能な環境にあることも要件となります。
- ※ 海外の研究機関で研究を実施する日本国籍を持つ研究者及び日本国内の研究機関で研究を実施する外国籍研究者は特に以下についてご注意ください。
- ・ 査証（ビザ）の取得、在留期間更新、在留資格変更等の手続きは各自で行ってください。研究者が必要な在留資格を満たせない場合、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。
  - ・ さきがけ個人研究者の身分等によって、さきがけ研究が、外国為替及び外国貿易法に基づき輸出規制対象になる場合は、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。
- d. 全研究期間を通じ、自身のさきがけ研究課題を責任をもって遂行できる研究者であること。
- ※ 詳細は、「5.2.6 採択された研究代表者及び主たる共同研究者、個人研究者の責務等」をご参照ください。
- e. 個人研究者は、全研究期間を通じて研究機関等に所属する等し、当該研究機関において研究を実施できること。
- ※ 「さきがけ専任研究者」の場合は JST に所属し、受入先研究機関に出向となります。  
この場合、個人研究者が、自身が研究を実施する受入先研究機関を確保し、受入先研究機関の事前承諾を得ていることが前提です。
- f. 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、

### 第 3 章 さきがけ

JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※ 詳細は、「6.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

g. 応募にあたって、以下の 4 点を誓約できること。

※ e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

- ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定/令和 3 年 2 月 1 日改正）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 研究提案が採択された場合、研究参加者（個人研究者、研究員等、研究補助者）は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないこと。
- ・ 本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

#### (2) さきがけ研究を実施する研究機関の要件

さきがけ研究を実施する研究機関（採択された個人研究者の所属機関及びさきがけ専任研究者の受入先研究機関）は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。「5.2.7 研究機関の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められません。応募に際しては、研究を実施する予定の研究機関から事前承諾を確実に得てください。なお、JST に雇用され、さきがけ専任研究者として研究を実施する場合は、JST と研究機関との間で出向契約を締結します。このことについても研究機関に事前承諾を得てください。事前承諾を得る際には、別添「さきがけ専任研究者の在籍出向について」に研究実施機関の人事担当者が記入したものをを用い、応募時に e-Rad を通じて提出してください（「3.2.7 参加形態」を参照してください）。

#### (3) 海外の研究機関での研究実施に関する要件

a. 所属機関を持つ（または、所属機関を持つ予定である）日本国籍を有する個人研究者であること

※安全衛生管理等の観点から、**海外の研究機関等でさきがけ専任研究者として研究を実施することはできません。**

### 第 3 章 さきがけ

b. 海外の研究機関での研究実施を希望する理由が明確であること（さきがけ：様式 7）

海外の研究機関等で研究実施を希望する場合、研究構想を実現する上での必要性を研究提案書の様式 7 に記載してください。

c. JST が指定する研究契約書様式等について事前了承すること

海外研究機関は、原則として JST が提示する「共同研究契約書」ひな形どおりに共同研究契約を締結しなければなりません。提案者は、海外研究機関の契約担当部局責任者の連絡先を（さきがけ：様式 7）に記載の上、面接選考会までに、研究機関（契約担当部局責任者）として「共同研究契約書」ひな形の内容の重要事項について事前了承していることを示す、所定の様式「海外研究機関向け/契約締結に関する事前確認様式」を必ず提出してください。

※ 提案者ご自身より、研究機関の契約担当者等へ「共同研究契約書」ひな形を提示の上、当該様式の必要性等を説明いただく場合があることも予めご了承ください。当該様式の回答内容から共同研究契約締結が困難であると判断される場合、不採択となることがあります。

※ なお、研究内容の特性や法令等の遵守の観点で合理的な理由があると認められる場合には、「共同研究契約書」の契約条文を調整できる場合もあります。いずれの場合でも、契約交渉期間は JST が交渉を開始してから原則 3 ヶ月までとします。採択後、交渉期間内に共同研究契約が締結できない場合、研究不実施とします。

※ 契約交渉に時間を要し研究開始時期が遅れた場合であっても、研究終了時期の延長は認められません。

○ 「海外研究機関向け/契約締結に関する事前確認様式」

[https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/en/koubo/2026\\_prior\\_confirmation\\_en.docx](https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/en/koubo/2026_prior_confirmation_en.docx)

※ 海外機関用の「共同研究契約書」ひな形等は、以下の URL より応募される研究領域のページにアクセスし、「応募方法」の項目内の「参考資料」をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

※ その他、海外の研究機関との研究契約締結にあたっては、「[5.2.7 研究機関の責務等](#)」もご参照ください。

#### 3.2.7 参加形態

以下 a、b のいずれかの形態でさきがけ研究に参加していただきます。

### 第 3 章 さきがけ

- a. 採択時に研究機関（研究開始時点で所属が変更となる場合は変更先の研究機関・企業等）に所属している研究者は、その所属機関を委託研究契約の予定先として、さきがけ研究を実施します。所属機関以外で研究を実施することも可能ですが、JST は実際にさきがけ研究費を執行する所属機関と委託研究契約を締結します（ただし、個人研究者が自ら研究を実施する場所を準備し、研究を実施する機関から承諾を得られていることが前提です）。

※ 2022 年 4 月以降、JST から兼任研究者として委嘱し毎月一定額の報酬を支給する形態は廃止されました。

- b. 採択時に研究機関、企業等に所属されていない、または所属機関の都合により退職せざるを得ない方については、JST がその必要性を厳格に審査した上で「**さきがけ専任研究者**」として JST にて雇用します。研究実施にあたっては、JST 雇用開始日と同日付で、JST と受入先研究機関との間で出向契約を締結し、さきがけ専任研究者は受入先研究機関に在籍出向のうえ研究を実施していただきます。また JST は、出向契約に加え「**5.2.2 研究契約**」に定める委託研究契約を受入先研究機関と締結します。

なお、安全衛生管理等の観点から、**さきがけ専任研究者の受入先研究機関は国内研究機関のみ、海外研究機関は対象外です。**

また、受入先研究機関においてさきがけ専任研究者に裁量労働制が適用されることが前提となります。

専任研究者は一定の条件の下で、他業務（さきがけ研究に従事するエフォートの一部を自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動）に充当することが可能です。詳細は以下をご参照ください。

○「さきがけガイド（研究者向けハンドブック） 別紙：専任研究者の雇用契約等について」  
[https://www.jst.go.jp/kisoken/presto/manual/prestomanual\\_att1.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/presto/manual/prestomanual_att1.pdf)

さきがけ専任研究者となるためには、JST 雇用の必然性に関する審査（※）を経て、JST との雇用契約がなされる必要があります。なお、これらの審査は面接選考会での JST によるヒアリングの結果に基づき JST 戦略研究推進部が実施するものであり、提案者が出席する必要はありません。

専任研究者の給与は、JST の規定により支給します。

#### （※） JST 雇用の必然性に関する審査について

以下（1）～（6）に定める「専任研究者の遵守事項」に基づき審査を行います。さきがけ専任

### 第 3 章 さきがけ

研究者での参加を希望する方は、特に（２）について、研究を実施する機関に確認のうえ了承を得てください。面接選考会において JST より提案者に確認を行います。なお、さきがけ以外の他業務への従事を予定している方は、面接選考会までの JST の指定する期限内に「他業務への従事希望書（提案者用）」をご提出いただきます。

[https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/koubo/2026supplementarydocument\\_presto\\_tagyoumu.xlsx](https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/koubo/2026supplementarydocument_presto_tagyoumu.xlsx)

#### 【専任研究者の遵守事項】

- (1) 「さきがけを実施するためには、他研究プロジェクトへの専従義務のある現職を退職する必要があり、かつ研究機関への就職活動を積極的に行ったものの就職先が決まっていない」等、JST 雇用の必然性が認められること。
- (2) 研究開始にあたり、JST と、専ら従事するさきがけ（個人型研究）を実施する研究機関との間で委託研究契約ならびに出向契約が締結できること。また、出向時において研究実施機関と雇用関係のある役職ならびに委託研究費を執行可能な役職を得ることができること。
- (3) 個人型研究に専従するという雇用契約の趣旨に鑑み、専任研究者は、専ら従事する個人型研究への従事割合として、エフォートを 80%以上確保すること（残り 20%以下のエフォートで個人型研究以外の「他業務」を実施する場合の詳細条件については（４）を参照のこと）。
- (4) 雇用契約に定める個人型研究の業務の他、専任研究者が他業務として科学研究費助成事業等を実施しようとする場合、以下 3 つの条件を全て満たすものであること。
  - ① 専任研究者本人が希望する自発的な研究活動等であること
  - ② 個人型研究の推進に資する研究活動等であり、出向先及び JST が認めること（具体的には、出向先への必要な届出を行い承認を得た上で、JST へ他業務許可申請を行い承認を得ること）
  - ③ 個人型研究の推進に支障がない範囲（他業務への従事は最大でも週 1 日（8 時間）程度とし、全従事業務における個人型研究へのエフォートを 80%以上確保すること）で実施できること
- (5) JST による雇用は時限的なものであり積極的に研究機関への就職を試みること。
- (6) 専任研究者が個人型研究（さきがけ）を行うための旅費は、さきがけ研究費から支出すること。一方、他業務（CREST・ERATO プロジェクトの研究参加を含む）への従事に伴い発生する旅費は、各他業務の研究費等から支出すること。

## 第 3 章 さきがけ

### 3.2.8 さきがけスタートアップ支援

さきがけ研究者の独立を促すことにより、さきがけ研究者の能力をより一層伸ばしていただくことを目的に、採択時または研究期間中にさきがけ研究者が自立的に研究を行うために必要な環境整備費を対象とした研究費の追加支援を実施しています。海外の研究機関に所属する研究者が、国内研究機関でさきがけ研究を実施するにあたり、研究環境の整備が必要な場合にも、申請が可能です。申請方法や支援の条件等の詳細については採択後にお知らせいたします。

## 第 4 章 ACT-X

### 4.1 ACT-X について

#### 4.1.1 ACT-X の概要

ACT-X の概要・特徴は以下の通りです。

- a. ACT-X は、我が国が直面する重要な課題の克服に向けて、優れた若手研究者を発掘し、育成することを目的とするネットワーク型研究（個人型）です。研究総括が定めた研究領域運営方針の下、独創的・挑戦的なアイデアをもつ研究者を見出し、科学技術・イノベーションにつながる新しい価値の創造を目指した研究を行うことを支援し、研究総括及び領域アドバイザーの助言・指導のもと、若手研究者が独自のアイデアからなる研究を進め、研究領域内外の異分野の研究者と相互触発することで、研究者ネットワークを形成しながら研究者としての個を確立することを目指します。

- b. 今年度の募集では、以下の個人研究者を対象とします。

2026 年 4 月 1 日時点で博士の学位取得後 8 年未満。

※ 博士の学位未取得の場合は、2026 年 4 月 1 日時点で学士の学位取得後 13 年未満。

※ 学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと上記該当年数未満となる者を含む。

上記に関わらず、学生は大学院生に限り応募が可能です。大学院生や企業の若手研究者からの積極的な応募も期待しています。

- c. 研究総括が、個人研究者を総括するとともに、個人研究者それぞれに対してメンターの役割も担う担当の領域アドバイザーを配置し、研究領域を「ネットワーク型研究所」として運営します。研究総括は、その研究所長の役割を果たす責任者として、領域アドバイザー等の協力を得ながら以下の手段を通じて研究領域を運営します。

- ・ 研究領域の運営方針の策定
- ・ 研究課題の選考
- ・ 研究計画（研究費計画を含む）の調整・承認
- ・ 各個人研究者が研究の進捗状況を発表・議論する「領域会議」の開催、研究実施場所の訪問やその他の意見交換等の機会を通じた、個人研究者への助言・指導
- ・ 研究課題の評価
- ・ その他、研究活動の様々な支援等、必要な手段

- d. 個人研究者は、自らの着想をもとに立案した研究構想の実現に向けて、自己の研究課題の実

## 第 4 章 ACT-X

施に責任を持ちつつ、研究領域全体の目的に貢献するよう研究を推進します。また、領域会議に参加し、研究総括や領域アドバイザー等と議論・交流をするとともに、若手研究者同士がお互いに切磋琢磨し相互触発することを通じて、将来の連携につながる研究者のヒューマンネットワーク構築に取り組みます。なお、学生等所属機関の規定により委託研究費の執行権限を有さず委託研究契約の当事者となれない方が応募する場合には、指導教員等も委託研究契約における責任を負っていただきます。詳細は、「4.2.6 応募要件 (1) 個人研究者の要件」をご参照ください。

ただし、学生以外で所属機関の規定により委託研究費の執行権限を有しない方が応募するにあたっては、執行権限を有し委託研究契約の当事者となれるよう、まず指導教員等及び所属機関と調整してください。

### 4.1.2 ACT-X の研究体制

- a. 個人研究者が個人（1 人）で研究を進めます（ただし、必要な場合には、研究費の範囲内で個人研究者の指示に基づく研究補助業務を担う研究補助者を配置することは可能です）。
- b. 個人研究者には、自身の所属機関にて研究を実施していただきます。所属機関以外で研究を実施することも可能ですが、JST は実際に ACT-X 研究費を執行する所属機関と委託研究契約を締結します（ただし、所属機関ならびに研究を実施する機関の両方から承諾が得られていることが前提です）。
- c. 大学院の修士課程または博士課程に在学する学生も研究を実施することが可能ですが、必ず、「4.2.6 応募要件」で詳細をご確認ください。

### 4.1.3 ACT-X 研究提案から採択までの流れ

#### (1) 課題の募集・選考

JST は、国が定める戦略目標のもとに定められた研究領域ごとに、研究提案を募集します。選考は、研究領域ごとに、研究総括が領域アドバイザー等の協力を得て行います。

※ 詳細は、「4.2 課題の募集・選考」及び「5.1 課題の募集・選考に関する共通事項」をご参照ください。

#### (2) 研究計画の作成

採択後、個人研究者は研究期間全体を通じた全体研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究体制が含まれます。

※ 詳細は、「5.2.1 研究計画の作成」をご参照ください。

#### (3) 契約

## 第 4 章 ACT-X

研究課題の推進にあたり、JST は個人研究者が所属する研究機関との間で、委託研究契約を締結します。所属機関が複数ある場合、JST は ACT-X 研究費の執行を行う所属機関と委託研究契約を締結します。

※ 詳細は、「5.2.2 研究契約」をご参照ください。

### 4.2 課題の募集・選考

#### 4.2.1 募集対象となる研究提案

- (1) 「序章 (1) 研究提案を募集する研究領域」に記載の研究領域に対する研究提案を募集します。
- (2) 応募する研究領域の「研究領域の概要」と「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」をよく確認し、研究領域にふさわしい研究提案を行ってください。詳細については、研究提案募集ウェブサイトをご参照ください。

研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

- (3) 「第 5 章 CREST・さきがけ・ACT-X 共通事項」に、重要な共通事項の記載があります。必ずご確認ください。

#### 4.2.2 募集期間

**2026 年 4 月 7 日 (火) ~5 月 26 日 (火) 12 時 (正午) <厳守>**

その他、選考等の日程については、「序章 (2) 募集・選考スケジュールについて」をご参照ください。

#### 4.2.3 研究期間

研究期間は、原則として 2026 年 10 月から 2029 年 3 月までの 2 年 6 ヶ月以内（第 3 年次の年度末まで実施可能）です。

この 2 年 6 ヶ月が ACT-X の標準的な研究期間となりますが、採択者が希望する場合は、その後に加速フェーズと呼ばれる追加支援（1 年以内）を受けられる可能性があります。引き続き支援することでより一層大きな成果になることが期待されるかを評価し、加速フェーズへの移行課題を決定します。採択者は研究開始 2 年後を目処に実施する進捗評価までにこの加速フェーズを希望するかを判断してください。

※ 実際の研究期間は、研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳細は、「5.2 採択後の研究推進に関する共通事項」をご参照ください。

## 第 4 章 ACT-X

※ ACT-X 研究実施中にさきがけ、PRIME<sup>\*1</sup>に応募し、採択された場合にはさきがけ、PRIME の実施は可能ですが、さきがけ、PRIME に採択された年度末をもって ACT-X 研究は終了となります（早期終了）。ACT-X 研究実施中にさきがけ、PRIME に応募する際は、その旨を ACT-X の研究総括、領域担当に通知してください。

※ ACT-X への応募と同時にさきがけ、PRIME に応募することはできません。

その他詳細は、「第 7 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」をご確認ください。

### 4.2.4 研究費（上限額）

1 課題あたりの研究費（直接経費）規模は、2 年 6 ヶ月以内の研究期間に対して総額 450 万円～600 万円（直接経費）程度、加速フェーズに対して最大 1,000 万円とします。研究費（直接経費）の詳細は研究領域ごとに設定していますので、「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」もご参照ください。

なお、JST は委託研究契約に基づき、上記の研究費（直接経費）に加え、原則として直接経費の 30%を上限とする間接経費を委託研究費として研究機関に支払います。

※ 提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究総括による研究課題の研究計画の精査・承認により、JST が決定します。詳細は、「5.2 採択後の研究推進に関する共通事項」をご参照ください。

※ 「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」

研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

### 4.2.5 採択予定課題数

各研究領域における採択予定件数は、最大で 30 件程度とします。

※ 採択件数は、予算等の諸事情により変動する場合があります。

### 4.2.6 応募要件

応募要件は以下の通りです。応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理、または不採択とします。

---

<sup>\*1</sup> 日本医療研究開発機構（AMED）が実施する戦略的創造研究推進事業の革新的先端研究開発支援事業です。PRIME（ソロタイプ）は研究開発代表者が個人で研究を推進するプログラムです。

## 第 4 章 ACT-X

- ※ 応募要件は、採択された場合、当該研究課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究課題の全体または一部を中止（早期終了）します。

また、応募に際しては、下記に加え、「第 6 章 応募に際しての注意事項」及び「第 7 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

### (1) 個人研究者の要件

- 提案者は、個人研究者となる方ご本人であること。
  - 提案者は、以下を満たすこと。  
2026 年 4 月 1 日時点で博士の学位取得後 8 年未満の方であること。
- ※ 博士の学位未取得の場合は、2026 年 4 月 1 日時点で学士の学位取得後 13 年未満であること。
  - ※ 学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと上記該当年数未満となる者であること。

上記に関わらず、学生の方は大学院生に限り応募が可能です。なお、「第 7 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」も合わせてご確認ください。

- 自らが研究構想の発案者として研究提案書を執筆するとともに、その構想を実現するために自立して研究を推進すること。なお企業等に所属する研究者であって、ACT-X 研究の趣旨に沿った個人型研究を十分に遂行できる研究者も対象となります。
  - 修士課程もしくは博士課程在学中の学生が応募する際は、学生及び指導教員等双方が、以下の項目について確認したことを示す確認書を e-Rad を通じて提出していただきます。確認書においては、指導教員等は、以下の事項等に関して責任を負っていただきます。
    - ・ 学生の所属機関と JST との間で、募集要項に示す委託研究契約の締結が可能であること。
    - ・ 研究提案者である学生が、委託研究契約において委託研究を中心的に行う「研究実施担当者」として委託研究を実施すること。
    - ・ 指導教員等が委託研究契約において委託研究を総括する「研究実施責任者」として、委託研究契約における責任を負うこと。
    - ・ 研究成果として生じる知的財産権の取り決めを行うことについて、学生と所属機関が合意すること。
- ※ 研究提案者の所属機関が複数ある場合は、ACT-X 研究費の執行を行う機関における指

## 第 4 章 ACT-X

導教員等の確認が必要です。JST は ACT-X 研究費の執行を行う機関と委託研究契約を締結します。

- ※ 確認書の様式は、以下の URL より応募される研究領域のページにアクセスいただき、「応募方法」の項目よりダウンロード可能です。研究提案者及び指導教員等が双方確認し、必要事項を記入したものを e-Rad よりアップロードしてください。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

- ※ JST 以外の機関の制度を既にご利用、またはこれから申請される場合は、JST 以外の機関の制度における ACT-X との重複の適否について、それぞれの機関にお尋ねください。
- e. 学生以外で所属機関の規定により委託研究費の執行権限を有しない方が応募するにあたっては、執行権限を有し、委託研究契約の当事者となれるよう、まず所属機関における指導教員等及び所属機関（研究実施機関）と調整してください。その結果として、執行権限を有することができない場合は、研究提案者及び指導教員等双方が、以下の項目について確認したことを示す確認書を e-Rad を通じて提出していただきます。確認書においては、指導教員等は、以下の事項等に関して責任を負っていただきます。

- ・ 研究提案者の所属機関と JST との間で、募集要項に示す委託研究契約の締結が可能であること。
- ・ 研究提案者が、委託研究契約において委託研究を中心的に行う「研究実施担当者」として委託研究を実施すること。
- ・ 指導教員等が委託研究契約において委託研究を総括する「研究実施責任者」として、委託研究契約における責任を負うこと。
- ・ 研究成果として生じる知的財産権の取り決めを行うことについて、研究提案者と所属機関が合意すること。

- ※ 研究提案者の所属機関が複数ある場合は、ACT-X 研究費の執行を行う機関における指導教員等の確認が必要です。JST は ACT-X 研究費の執行を行う機関と委託研究契約を締結します。

確認書の様式は、以下の URL より応募される研究領域のページにアクセスいただき、「応募方法」の項目よりダウンロード可能です。研究提案者・指導教員等が双方確認し、必要事項記入したものを e-Rad よりアップロードしてください。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

- ※ JST 以外の機関の制度を既にご利用、またはこれから申請される場合は、JST 以外の機関の制度における ACT-X との重複の適否について、それぞれの機関にお尋ねください。
- ※ 学生以外の方で所属機関において執行権限を有しない場合でも、委託研究契約の締結

## 第 4 章 ACT-X

にあたっては採択後に所属機関における役職が必要です。役職が付与されない場合には委託研究契約が締結できず ACT-X 研究が実施できないことがあります。

- f. 個人研究者が採択時に日本国内の研究機関において研究を行っており、かつ、ACT-X 研究終了まで日本国内の研究機関において研究を実施することが可能であること。
- ※ 大学院生の方で、2 年 6 ヶ月の ACT-X 研究期間中に卒業を迎える場合、卒業後も ACT-X 研究継続できるよう上記要件を満たすべく、最大限努める意思があれば応募可能です。
  - ※ 個人研究者の国籍は問いませんが、日本語による事務処理の対応が可能であること（または日本語による事務処理を支援する要員が居る等、対応が可能な環境にあること）も要件となります。
  - ※ ACT-X では制度の趣旨を踏まえて採択後の領域会議等を原則として日本語で実施しますので、一定程度の日本語コミュニケーション能力が必要です。
  - ※ 日本国内の研究機関で研究を実施する外国籍の研究者は特に以下についてご注意ください。
  - ※ 査証（ビザ）の取得、在留期間更新、在留資格変更等の手続きについては、各自にて行っていただきます。研究者が在留資格に関する要件を満たせない場合、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。
  - ※ 個人研究者の身分等によって、ACT-X 研究が、外国為替及び外国貿易法に基づき輸出規制対象になる場合は、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。
- g. 全研究期間を通じ、自身の ACT-X 研究課題を責任をもって遂行することができる研究者であること。
- ※ 詳細は、「5.2.6 採択された研究代表者及び主たる共同研究者、個人研究者の責務等」をご参照ください。
- h. 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。
- ※ 詳細は、「6.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。
- i. 応募にあたって、以下の 4 点を誓約できること。
- ※ e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。
  - ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。

## 第 4 章 ACT-X

- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和 3 年 2 月 1 日改正）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 研究提案が採択された場合、研究参加者（個人研究者、研究補助者）は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないこと。
- ・ 本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

### (2) 研究機関の要件

ACT-X 研究を実施する研究機関（採択された個人研究者の所属機関）は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。「5.2.7 研究機関の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

### 4.2.7 ACT-X 学生（博士／修士課程）研究者へのリサーチ・アシスタント（RA）等経費追加支援

ACT-X において学生（博士／修士課程）が研究提案を行う場合に限り、提案者自身である学生の ACT-X 研究への従事時間に応じた RA 等経費を、研究提案で申請する研究費とは別途 JST が経費追加支援することができます。「4.2.6 応募要件」に記載の確認書の提出にあたって、採択となった場合に本追加支援を申請するか否か、指導教員等と以下を確認し相談の上、確認書において選択してください。

本追加支援を受けるためには、所属機関に従事時間に応じた RA 等経費支出について適用可能な規定が整備されていることに加え、指導教員がその執行に責任を持って以下に同意した申請書（様式等詳細は採否決定後採択となった場合にご案内します）を採否決定後に提出することが必要です。

- ・ 年度途中で指導教員等が変更になる場合、当該学生の立場が変わる場合には速やかに JST に連絡すること。
- ・ 委託研究契約事務処理説明書及び当該学生の所属機関の規定に基づき証拠書類を整備・保管し、追加支援期間終了後 60 日以内に別途定める報告書により報告すること。
- ・ 残額が追加支援分の 10% 以下の場合には課題本体予算へ流用可能（当該年度執行）、越える場合は残額全額返還となることを承知すること。残額が追加支援分の 10% 以下であっても、課題本体予算へ流用せず残額が発生した場合は返還いただきます。
- ・ 執行額が追加支援分を超過した場合、超過分は所属機関の負担となることを承知すること。
- ・ 支出年度 1 年度のみ単年度の予算支援であり、次年度への繰越はできないことを承知す

## 第 4 章 ACT-X

ること。翌年度以降も継続追加支援を希望する場合には、毎年度の研究計画書策定時に当該年度分の追加支援申請を行っていただきます。

- ・ 追加支援申請の内容について当該学生に共有し、あわせて所属機関の契約・経理担当者に確認を受けること。

当該追加支援申請をもって追加支援可能か否か JST が判断します（認められないこともあります）。追加支援申請が認められた場合は、別途相当する間接経費をあわせて委託研究費に加えて当該学生の所属機関（研究実施機関、すなわち指導教員の所属機関）に支払います（学業があるため、最大でも 1,000 時間／年度程度の従事時間、仮に所属機関の規定上の時間単価が 2,000 円であれば 200 万円／年度程度及び相当する消費税相当額・間接経費、と想定しています）。

なお、以下の 5 点にご注意ください。

- ※ ACT-X への提案書における研究費に本追加支援額は計上しないでください（採否決定後、採択となった場合に本追加支援についてあらためてご案内し、追加支援申請を受付、可否を判断します）。
- ※ 本追加支援は、ACT-X に学生が研究提案を行い採択された場合の当該学生自身の RA 等経費を追加支援するものです。提案者のもとで研究補助等を行う学生の RA 等経費を追加支援するものではありませんので、研究補助等を行う学生への RA 等経費や謝金が必要な場合には研究提案で申請する研究費内でご検討ください。
- ※ ACT-X 研究者が特任助教等学生以外である場合には、その方の人件費を本追加支援で支援することはできません。ACT-X 研究者が学生以外である場合は、「5.2.3 研究費」をご参照ください。
- ※ 新規採択年度については最大でも 500 時間／半年間の従事時間を想定しています。
- ※ ACT-X においては、RA 経費等の受給に関し、他制度との重複に関する制限は設けておりません。ただし、他制度における要件等をご確認の上、所属機関にて適切にご判断ください。

## 第 5 章 CREST・さきがけ・ACT-X 共通事項

### 5.1 課題の募集・選考に関する共通事項

#### 5.1.1 研究提案者と研究総括の利害関係について

研究提案者（CREST の研究代表者、さきがけ・ACT-X の個人研究者）が研究総括と利害関係に該当する場合に選考対象から除外するルールは 2024 年度に撤廃しています。利益相反マネジメントを実施した上で選考対象とします。

#### 5.1.2 選考方法

スケジュールは「序章 (2) 募集・選考スケジュールについて」をご参照ください。

##### (1) 選考の流れ

研究領域ごとに、研究総括が領域アドバイザー等の協力を得て、書類選考及び面接選考により採択課題を決定します。また、外部評価者の協力を得ることもあります。

また、選考に必要な各種調査等を行うことがあります。なお、CREST 研究代表者または主たる共同研究者、さきがけ・ACT-X 研究提案者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。

2026 年度に発足する新規研究領域の領域アドバイザーの氏名は、決まり次第、研究提案募集ウェブサイトにてお知らせします。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

##### (2) 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。なお、評価者（研究総括、領域アドバイザー、外部評価者）は、当該研究領域への提案において、研究提案者（CREST の研究代表者、さきがけ・ACT-X の個人研究者）、主たる共同研究者及びその他の研究参加者として参画することはできません。

##### ① 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、研究提案者に関して、研究総括及び領域アドバイザー等は下記に示す利害関係者に該当する場合は選考に関与しません。また、CREST では主たる共同研究者に関しても、下記に示す利害関係者が選考に関与しない場合があります。もし、選考に関わる者について懸念点等がある場合は、研究提案書の「特記事項（CREST：様式 8、さきがけ：様式 7、ACT-X：様式 7）」に具体的に記載してください。

- a. 研究提案者等（CREST では主たる共同研究者を含む）と親族関係にある者。

- b. 研究提案者等と大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者または研究提案者等が所属している大学等もしくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与しているとみなされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者。ここでいう同一の学科・専攻等とは、最小の研究単位である研究室または研究チーム等よりも一つ上のまとまりを指す。
- c. 研究提案者等と同一の企業に所属している者または研究提案者等が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者。
- d. 研究提案者等と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、または研究提案者等の研究課題の中での研究分担者等、研究提案者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- e. 研究提案者等と密接な師弟関係または直接的な雇用関係にある者。
- f. 研究提案者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- g. その他 JST が利害関係者と判断した者。

② 研究代表者の利益相反マネジメント（CREST のみ）

研究代表者が後述の「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる共同研究者とする提案を行い、「研究代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究代表者の利益相反に該当します。研究代表者の利益相反については、一義的には研究代表者所属機関にマネジメント実施責任があると考えられますが、JST は公的資金を原資とした研究資金配分を担う機関であるため、その研究資金配分の決定にあたっては公正性及び透明性に配慮する必要があります。従って、研究代表者と「研究代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する機関をいいます。なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下「研究代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。  
（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）
- b. 研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 研究代表者が株式を保有している機関。

d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる共同研究者とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点からの評価を実施します。

そのため、「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる共同研究者とする場合、研究提案書の「特記事項（CREST：様式 8）」にて「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者が主たる共同研究者に含まれていることを申告してください。

なお、研究代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

### ③ JST の利益相反マネジメント

CREST・さきがけ・ACT-X において、JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）に対して研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当します。従って、JST と当該出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業に所属する研究者を研究提案者等とする提案について、当該出資先企業の必要性、合理性、妥当性等について評価します。

そのため、JST の出資先企業に所属する研究者を研究提案者等とする場合、研究提案書の「特記事項（CREST：様式 8、さきがけ：様式 7、ACT-X：様式 7）」にて当該出資先企業に所属する研究者が研究提案者等に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが CREST・さきがけ・ACT-X の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※ JST の出資先企業については下記ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

出資型新事業創出支援プログラム（SUCCESS） 出資実績

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※ 申告の基準日は公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるが未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブサイトを参照してください。

出資型新事業創出支援プログラム（SUCCESS） 新着情報一覧

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

(3) 面接選考の実施及び選考結果の通知

- a. 書類選考の結果、面接選考の対象となった研究提案者には、書類選考会後 1 週間以内にその旨を電子メールで通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてご案内します。面接選考に際し、他の研究資金での申請書、計画書等の提出を求める場合があります。研究代表者または主たる共同研究者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。面接選考の日程は決まり次第、研究提案募集ウェブサイトにてお知らせします。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

- b. 面接選考では、研究提案者ご本人に研究構想の説明をしていただきます。なお、日本語での面接を原則としますが、日本語での実施が困難な場合、英語での面接も可能です。
- c. 面接選考の結果、採択となる可能性が高い方には、9 月上旬までに、委託研究契約締結の可否等の確認のため、JST より研究提案者に連絡します（電話もしくは電子メールにて連絡します）。また、最終的に採択が決定した際には、その旨を電子メールで通知するとともに、研究開始の手続きについてご案内します。

※ e-Rad に登録された電子メールアドレスに通知しますので、受信可能な状態に設定してください。

- d. 書類選考での不採択については、選考会後 5 営業日を目途に、面接選考での不採択については、9 月中旬を目途に、e-Rad を通じて通知します。なお、不採択理由については、9 月中旬以降に順次 e-Rad を通じて通知します。

※ 各種結果に関する書面の発行は原則として行いません。

5.1.3 選考の観点

(1) 選考基準（事前評価基準）

CREST・さきがけ・ACT-X の各研究領域に共通の選考基準は、以下の通りです。（該当する全ての項目を満たしている必要があります。）

	CREST	さきがけ	ACT-X
a.目的・趣旨	CREST／さきがけ／ACT-X 及び研究領域の趣旨に合致し、研究領域が目指す成果の創出が期待されること。		
b.独創性・優位性	国内外の動向等を踏まえ、提案内容が独創性・優位性を有していること。		
c.目標・計画	実施期間内に達成する目標、国際展開も含む実施計画及び予算計画が具体的かつ適切であること。	実施期間内に達成する目標、将来的な国際展開も含む実施計画及び予算計画が具体的かつ適切であること。	実施期間内に達成する目標、実施計画及び予算計画が具体的かつ適切であること。
d.実施体制	提案内容の遂行に最適な実施体制を構築していること。	－	
e.遂行能力	提案内容の遂行に必要な活動実績及び責任能力を有していること。		

<補 足>

1. 項目 a.の「CREST／さきがけ／ACT-X 及び研究領域の趣旨」のうち「CREST／さきがけ／ACT-X の趣旨」については、CREST、さきがけ、ACT-X それぞれの概要「2.1.1 CREST の概要」、「3.1.1 さきがけの概要」及び「4.1.1 ACT-X の概要」をご参照ください。「研究領域の趣旨」については、各研究領域の「研究領域の概要」及び「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」をご参照ください。研究領域ごとの独自の選考の観点・方針や運営の方針等についても記載されています。

研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

2. 研究課題の構成は、上記の方針等に沿って研究領域全体で最適化を図るため、研究領域として求める研究課題構成に合致するかも採択の観点の一つとなります。

(2) 研究費の「不合理な重複」または「過度の集中」にあたるかどうか、選考の要素となりま

す。詳細は、「6.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

#### 5.1.4 特定課題調査 (CREST、さきがけが対象)

- (1) 応募された研究提案のうち、少額で短期間に研究データの補完等を行うことができ、それにより次年度に応募された場合に評価を的確に行うことが期待される場合に、研究総括が採択課題とは別に、特定課題調査を研究提案者に依頼することがあります。
- (2) 特定課題調査の実施は、次年度に当該研究領域へ再応募することを条件とします。その際には、他の研究提案と同様に選考を行い、優先的な取り扱いはありません。
- (3) 特定課題調査に直接応募することはできません。
- (4) 特定課題調査対象課題については、実施者名等を採択課題同様にホームページ等において公開します。また、研究倫理教育に関するプログラムを受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に eAPRIN の指定単元等、指定のプログラムまたは教材を修了している場合を除きます）。詳細は、「6.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

#### 5.1.5 AIP プロジェクト及び AIP ネットワークラボについて

文部科学省において AIP プロジェクト (Advanced Integrated Intelligence Platform Project) が 2016 年度より推進されています。理化学研究所 AIP センターにおいて AI・ビッグデータ・IoT・サイバーセキュリティに関する革新的な基盤技術の研究開発を進めるとともに、JST のファンディングを通じた全国の大学・研究機関等の AI 関連の研究支援を一体的に推進するものです。JST では、AI やビッグデータ等における若手研究者の独創的な発想や、新たなイノベーションを切り拓く挑戦的な研究課題を支援する研究領域から構成される「AIP ネットワークラボ」の一体的運営により、研究推進等における当該研究領域間の連携を促進しています。AIP ネットワークラボに属する研究領域は「序章 (1) 研究提案を募集する研究領域」をご参照ください。

※ AIP ネットワークラボ (<https://www.jst.go.jp/kisoken/aip/index.html>)

## 5.2 採択後の研究推進に関する共通事項

### 5.2.1 研究計画の作成

- a. 採択後、CREST 研究代表者は研究課題の研究期間（標準的には 5 年半ですが、領域ごとに異なる場合があります）、さきがけ個人研究者は研究課題の研究期間（最長 3 年半）、ACT-X 個人研究者は研究課題の研究期間（最長 2 年半）の全体を通じた全体研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究チー

ム構成が含まれます。なお、提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究課題の研究計画の策定時に研究総括の確認、承認を経て、JST が決定します。

- b. 研究計画は、研究総括の確認、承認を経て決定します。研究総括は選考過程、研究代表者・個人研究者との意見交換、日常の研究進捗把握、課題評価の結果等をもとに、研究計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行います。
- c. 研究総括は、研究領域全体の目的達成等のため、研究課題の研究計画の決定にあたって、研究課題間の融合・連携等の調整を行う場合があります。
- d. 研究計画で定める研究体制及び研究費は、研究総括による研究領域のマネジメント、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究期間の途中で見直されることがあります。

### 5.2.2 研究契約

- a. 研究課題の採択後、原則として JST は研究代表者及び主たる共同研究者、個人研究者の所属する研究機関との間で委託研究契約※を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳細は、「5.2.7 研究機関の責務等」をご参照ください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。
- d. 海外の研究機関（CREST においては、例外的に、研究構想実現のために海外の研究機関に所属する研究者が主たる共同研究者として参加することが不可欠であると認められた場合に限り）とは、「共同研究契約」を締結します。知的財産権は、申請、維持等に必要な費用を均等に負担することを条件に、JST との均等共有になります。（当条件に合意できない場合には、JST に帰属することになります。）

その他の責務等の詳細は、「5.2.7 (2) 研究実施機関が海外機関の場合」を参照してください。

- ・ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下のウェブサイトをご参照ください。  
<https://www.jst.go.jp/contract/download/2026/2026kisokens201keiya.pdf>

【重要】

さきがけ専任研究者として個人研究者が JST に雇用される場合、JST と研究実施機関との間で、通常の委託研究契約の他に、出向契約を締結することとなります。

※さきがけの参加形態については、「[3.2.7 参加形態](#)」をご参照ください。

### 5.2.3 研究費

JST は委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に提供します。また、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳細は、以下ウェブサイトにて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

戦略的創造研究推進事業・研究契約に係る書類

【大学等】 <https://www.jst.go.jp/contract/kisoken/2026/kisokena.html>

【企業等】 <https://www.jst.go.jp/contract/kisoken/2026/kisokenc.html>

#### (1) 研究費（直接経費）

研究費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費（※1）であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※2）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅費：研究代表者・主たる共同研究者、個人研究者及び研究計画書記載のその他の研究参加者（研究代表者・主たる共同研究者以外）等の旅費、招へい者に係る旅費
- c. 人件費・謝金：本研究のために雇用する研究参加者（研究代表者・主たる共同研究者、個人研究者の人件費を除く（※3））の人件費・謝金（※4、※5）
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等

#### ※1. 研究費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・ 研究目的に合致しないもの
- ・ 間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・ 委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの

JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の

項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳細は、上記 URL 掲載の事務処理説明書等をご参照ください。

- ※2. 新たな研究設備・機器の購入にあたっては、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や「統合イノベーション戦略 2025」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）等において研究設備・機器の共用促進、コアファシリティ化等が求められています。詳細は、「[6.13 研究設備・機器の共用促進について](#)」をご参照ください。
- ※3. 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（PI）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。また、PI の人件費については、2026 年度より、CREST の主たる共同研究者も対象となりました。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。
- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 11 月 13 日改訂）  
<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>
  - 「「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、ACCEL、ACT-X）の対応について」（令和 4 年 6 月 3 日改訂）  
[https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/buyout\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/buyout_houshin.pdf)
  - 「「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、ACT-X）の対応について」（令和 7 年 12 月 5 日改訂）  
[https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/pi\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/pi_houshin.pdf)
- ※4. さきがけ・ACT-X におけるその他の研究参加者の種別、登録人数は以下のとおりです。
- ・ さきがけ
    - 研究員等：個人研究者の管理・指導の下に研究の一部を主体的に実施する者として、研究員等（研究員及び相当する役割を担う者）を研究補助者とは別に 2 名まで研究計画に登録し、研究機関の規程に従って人件費・謝金を計上することが可能です。ただし、研究員等として登録できるのは、さきがけ研究を実施する研究機関に所属している者に限ります。
    - 研究補助者：個人研究者の指示に基づく実験・データ取得・解析等の研究補助業務を担う

者として、研究補助者を 5 名まで研究計画に登録し、研究機関の規程に従って人件費・謝金を計上することが可能です。研究補助者として登録できるのは、研究機関が雇用する技術員・研究補助員または雇用関係のない学部学生・大学院生です。

・ ACT-X

研究員等 : 研究員等の参加は認められません。

研究補助者 : 個人研究者の指示に基づく実験・データ取得・解析等の研究補助業務を担う者として、研究補助者を 5 名まで研究計画に登録し、研究機関の規程に従って人件費・謝金を計上することが可能です。研究補助者として登録できるのは、研究機関が雇用する技術員・研究補助員または雇用関係のない学部学生・大学院生です。

- ※5. 研究員等の雇用に際しては「若手の博士研究員のキャリアパス支援」及び「博士課程（後期）学生の処遇の改善」にご留意ください。詳細は、「5.2.6 採択された研究代表者及び主たる共同研究者、個人研究者の責務等」、「6.14 博士課程学生の処遇の改善について」、「6.17 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について」及び「6.18 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について」をご参照ください。

(2) 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 5 年 5 月 31 日 改正）に則り、間接経費の使用に当たり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

(3) 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用及び不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています。（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります。）ただし、海外の研究機関との契約等、単年度契約となる場合、繰越制度は適用されません。

5.2.4 研究課題評価

- (1) CREST では、研究総括は、研究の進捗状況や研究成果を把握し、領域アドバイザー等の協力を得て、研究課題の中間評価及び事後評価を行います。研究期間が 5 年半の場合、中間評価

は研究開始後 3 年程度を目安として、また事後評価は、研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期または研究終了前の適切な時期に実施します。

- (2) さきがけでは、研究総括は、領域アドバイザー等の協力を得て、研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期または研究終了前の適切な時期に研究課題の事後評価を実施します。
- (3) ACT-X では、研究総括は、領域アドバイザー等の協力を得て、研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期または研究終了前の適切な時期に研究課題の事後評価を実施します。また、新たに 1 年間の加速フェーズを希望する採択者に対して、研究開始 2 年後を目処に進捗評価を行い、追加支援対象の研究課題を決定します。
- (4) 上記の他、研究総括が必要と判断した時期に課題評価を行う場合があります。
- (5) CREST では、中間評価等の課題評価の結果は、以後の研究計画の調整、資源配分（研究費の増額・減額や研究チーム構成の見直し等を含む）に反映します。評価結果によっては、研究課題の早期終了（中止）や研究課題間の調整等の措置を行います。
- (6) 研究終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究成果の発展状況や活用状況等を明らかにするとともに、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的として、追跡調査を行います。

### 5.2.5 研究領域評価

5.2.4 の課題評価とは別に、研究領域と研究総括を対象として研究領域評価が行われます。研究領域評価にも、中間評価と事後評価があります。戦略目標の達成へ向けての進捗状況、研究領域の運営状況等の観点から評価が実施されます。

### 5.2.6 採択された研究代表者及び主たる共同研究者、個人研究者の責務等

- (1) JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。
- (2) 提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。
  - a. 募集要項等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
  - b. 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用等を行わない。
  - c. 研究参加者に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止

するために研究倫理教材の受講について周知徹底する。詳細は、「6.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照のこと。

- d. また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがあるので、留意すること。

- (3) CREST 研究代表者、主たる共同研究者及びその他の研究参加者、さきがけ個人研究者、研究員等及び研究補助者、または ACT-X 個人研究者、研究補助者及び指導教員等（学生等所属機関の規定により委託研究費の執行権限を有さず委託研究契約の当事者となれない方が個人研究者である場合）（「4.2.6 応募要件」参照）は、研究上の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するために研究倫理教材の受講・修了が必須となります。詳細は、「6.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

(4) 研究の推進及び管理等

- a. CREST 研究代表者には、研究計画の立案とその実施に関することをはじめ、研究チーム全体に責任を負っていただきます。
- b. さきがけ・ACT-X 個人研究者には、研究の推進全般、研究成果等について責任を負っていただきます。また、研究の推進に必要な研究実施場所・研究環境を整える責任があります。なお、研究実施場所・研究環境が研究の推進において重大な支障があると認められる場合には研究課題の中止等の措置を行うことがあります。
- c. JST（研究総括を含む）に対する所要の研究計画書や研究報告書等の提出や、研究評価への対応をしていただきます。また、研究総括が随時求める研究進捗状況に関する報告（定期的な年次報告書等を含む）等にも対応していただきます。
- d. 研究総括及び領域アドバイザーと利害関係のある研究提案者が採択された場合には、研究推進及び評価においても、JST のガイドラインに基づき、利益相反マネジメントを行います。また、採択された CREST 研究代表者、さきがけ・ACT-X 個人研究者は、採択課題に関する共同研究を研究総括や領域アドバイザーと行うことは原則としてできません。採択課題以外での協働等により研究総括、領域アドバイザーと新たな利害関係が発生する場合には、利益相反マネジメントを行う必要がありますので、JST への事前報告をしていただきます。利益相反マネジメントに関しては「5.1.2 (2) 利益相反マネジメントの実施」をご確認ください。

- (5) CREST の研究代表者には、研究チーム全体の研究費の管理（支出計画とその進捗等）を適切に行っていただきます。また、CREST 研究代表者及び主たる共同研究者には、自身の研究グループの研究費の執行管理・運営、事務手続き、その他の研究参加者の管理、出張等について

研究機関とともに適切に行っていただきます。

さきがけ・ACT-X の個人研究者も同様に、研究費の執行管理・運営、事務手続き、その他研究参加者の管理、出張等について責任を負っていただきます。なお、ACT-X で個人研究者が学生等所属機関の規定により委託研究費の執行権限を有さず委託研究契約の当事者となれない方の場合には、指導教員等も JST との委託研究契約における「研究実施責任者」としての責任を負っていただきます（「4.2.6 応募要件」参照）。例えば、不正行為等を学生が行った場合、その責任は学生のみならず指導教員等も負うこととなります。

(6) CREST 研究代表者、主たる共同研究者、さきがけ・ACT-X の個人研究者は、その他の研究参加者の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。

(7) CREST、さきがけの研究費で雇用する若手の博士研究員については、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください。特に CREST では、面接選考会において研究費で雇用する若手博士研究員に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画<sup>\*2</sup>について確認します。また、中間評価や事後評価において、当該支援に関する取組状況や若手の博士研究員の任期終了後の進路を確認し、プラス評価の対象とします。

※詳細は、「6.18 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について」をご参照ください。

(8) 研究総括や領域アドバイザーとともに領域会議（原則年 1～2 回、合宿形式の場合もある）に参加し、研究成果の発表等を行っていただきます。

(9) 研究成果の取り扱い

a. 国費による研究であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。また、論文等のオープンアクセス化にもご協力ください。

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

b. 研究実施に伴い得られた研究成果を論文等で発表する場合は、戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、ACT-X）の成果である旨の記述を行ってください。

c. JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウムに研究チームの研究者とともに参加し、研究成果を発表していただきます。

d. 知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願（または申請）していただきます。

(10) 科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との科学・技術対話」に積極的に

---

<sup>\*2</sup> 当該活動計画に基づく活動の一部は、研究エフォートの中に含めることができます。

取り組んでください。特に CREST では、「国民との科学・技術対話」の取組みについては、中間評価、事後評価における評価項目の一部となります。

- ・ 詳細は、「6.20 社会との対話・協働の推進について」をご参照ください。

- (11) JST と研究機関との間の研究契約及び JST の諸規定に従っていただきます。
- (12) JST は、研究課題名、研究参加者や研究費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) 及び内閣府へ提供することになりますので、予めご了承ください。また、研究代表者等に各種情報提供をお願いすることがあります。（「6.35 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて」）
- (13) 戦略的創造研究推進事業の事業評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。
- (14) 研究終了後一定期間を経過した後に行われる追跡調査に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

#### 5.2.7 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下、参画機関という。）から事前承諾を確実に得てください。

- (1) 研究実施機関が国内機関の場合
  - a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。
    - ※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。
      - 【大学等】 <https://www.jst.go.jp/contract/kisoken/2026/kisokena.html>
      - 【企業等】 <https://www.jst.go.jp/contract/kisoken/2026/kisokenc.html>
  - b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定/令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必

要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(「6.29 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」について」)

※ガイドラインについては以下の URL を参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(「6.33 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」について」)

※ガイドラインについては以下の URL を参照してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b, c 記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。(「6.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」)
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生等研究機関の職務発明規定が適用されない方が研究参加者となる場合は、当該学生等が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生等が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生等と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生等に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

研究成果に係る知的財産権について、JST との契約期間が終了した後も産業技術力強化法第 17 条に関連した JST への通知や申請といった報告義務は継続されます。研究機関にて適切な管理と報告体制の整備をお願いします。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
  - ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
  - ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
  - ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」
  - ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
  - ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修
- (研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていない等、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講する

ことが可能です。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部または一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結する等、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行にあたっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時または年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。
- m. 本事業は安全保障貿易管理の要件化対象の事業です。外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。また、リスト規制貨物の輸出またはリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります。（「6.6 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」）

## (2) 研究実施機関が海外機関の場合

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する「共同研究契約書」ひな形どおりに研究契約を締結しなければなりません。なお、法令、規則の特性等の合理的な理由が認められる場合には、「共同研究契約書」の契約条文を調整できる場合もあります。いずれの場合でも、契約交渉期間は JST が交渉を開始してから原則 3 ヶ月までとします。  
間接経費は直接経費の 30%以内となります。また、研究契約書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、または当該研究機関での研究が適切に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。
- ・ 海外機関用の「共同研究契約書」ひな形等については、以下の URL より応募される研究領域のページにアクセスいただき、「応募方法」の項目内の「参考資料」をご参照ください。  
<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>
- b. 研究機関は、研究契約及び JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、研究機関の責任において適切に研究費の支出・管理を行うとともに、研究費の支出内容を表す経

## 第 5 章 CREST・さきがけ・ACT-X 共通事項

費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を含む会計報告書を英文で作成して提出する義務があります。また、研究機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。

- c. その他、条件の詳細については、最新の「共同研究契約書」ひな形をご覧ください。
- ・ 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト<sup>\*3</sup>」に掲載されている機関等、安全保障貿易管理や国家安全保障の観点から、JST が研究契約を締結すべきでない判断する場合があります。
  - ・ ACT-X では海外機関で ACT-X 研究を実施することはできません。

---

<sup>\*3</sup> 経済産業省は、兵器関連貨物等に係るキャッチオール規制の実効性を向上させるため、兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国・地域所在団体の情報を提供する「外国ユーザーリスト」を公表しています。

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/20250929\\_3.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/20250929_3.pdf)

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

### 6.1 生成 AI の利用について

応募書類を作成する際に生成 AI を使う場合、著作権を侵害したり、個人情報や機密情報が漏れたりしてしまうなどのリスクがあります。こうしたリスクがあることを理解したうえで、利用するかどうかは研究者自身の責任で判断してください。

### 6.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。(CREST の場合、主たる共同研究者については、応募時の受講・修了は必須とはしません。)

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)~(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 8 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) による応募方法について」を参照してください。

#### (1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

#### (2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

##### a. 過去に JST の事業等において eAPRIN を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

##### b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN ダイジェスト版（英語版を含む）を受講することができます。下記 URL より速やかに受講・修了ください。受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。

受講 URL : <https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

### ■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : [rcr-kousyu@jst.go.jp](mailto:rcr-kousyu@jst.go.jp)

### ■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略研究推進部

E-mail : [rp-info@jst.go.jp](mailto:rp-info@jst.go.jp) [募集専用]

※メール本文にプログラム名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

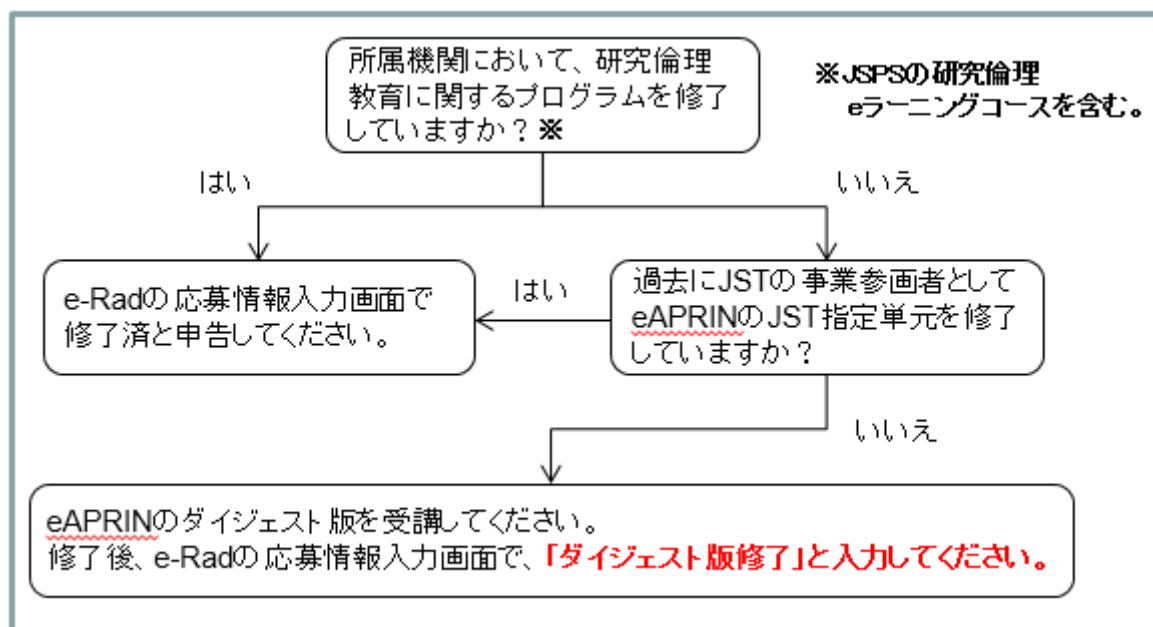
※2026年10月1日～2027年2月28日は、[rp-info@jst.go.jp](mailto:rp-info@jst.go.jp) でのお問い合わせ受付を休止しています。当該期間中の募集に関するお問い合わせは、各プログラム窓口にご連絡ください。

CREST : [crest@jst.go.jp](mailto:crest@jst.go.jp)

さきがけ : [presto@jst.go.jp](mailto:presto@jst.go.jp)

ACT-X : [act-x@jst.go.jp](mailto:act-x@jst.go.jp)

### 研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、CREST・さきがけ・ACT-X に参画する研究者等について以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

=====

- ・ 一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・ 日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・ 日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・ 日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」
- ・ 日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・ その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修

(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

=====

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN（一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が運営する e-learning 教材）を受講することが可能です。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者（CREST 主たる共同研究者を含む）に JST が指定する上記の研究倫理教育プログラム又は教材の履修を求めます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する上記研究倫理教育プログラム又は教材を履修している場合を除きます）。

### 6.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置

#### ○ 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究課題の不採択等」といいます。）を行います。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

### 重ねて応募があった場合

- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに巻末の問い合わせ先まで報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

### ○ 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに巻末の問い合わせ先まで報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

### ○ 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

- (i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

応募時に、研究代表者・主たる共同研究者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」といいます。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」といいます。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」といいます。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

### (ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

### ○ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

## 6.4 他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況

- 科学研究費補助金等、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する競争的研究費や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます（CREST：様式 7、さきがけ：様式 6、ACT-X：様式 6）。

これらの研究提案内容やエフォート等の情報に基づき、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究提案の不採択、採択取り消し、又は減額配分とすることがあります。また、これらの情報に関して、事実と異なる記載をした場合も、研究提案の不採択、採択取り消し又は減額配分とすることがあります。

- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する、他の競争的研究費制度やその他の研究助成等を受けている場合、及び採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。
- 研究提案者が 2026 年度に他の制度・研究助成等で 1 億円以上の資金を受給する予定の場合は、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨に照らして、総合的に採否や予算額等を判断します。複数の制度・助成で合計 1 億円以上の資金を受給する予定の場合は、これに準じて選考の過程で個別に判断します。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での研究提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。

## 6.5 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤と

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

なる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

また、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」（令和 7 年 12 月内閣府研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議）においては、我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、G7 各国やその他の同志国と相互の信頼を構築し、引き続き、国際共同研究等を円滑に推進するために、研究セキュリティ確保が必要とされています。詳細については内閣府のウェブサイトを参照してください。

### ○「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」

（令和 7 年 12 月内閣府研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha/guidelines\\_v1.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha/guidelines_v1.pdf)

**本事業は、特定研究開発プログラムとして指定**されております。以下の記載内容を提案前に研究代表者及び主たる共同研究者の所属機関の担当部署とも十分に共有してください。

#### （i）特定研究開発プログラムの指定について

本事業（のうち以下の領域）は、「特定研究開発プログラム」として指定されています。このため JST は、研究セキュリティの確保の観点から、研究代表者の所属する研究機関及び主たる共同研究者の所属する研究機関に、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に基づくリスクマネジメントの実施を求めます。

※本取組の対象範囲について

対象領域：CREST「量子科学技術における未踏領域の開拓」

CREST「革新的な超寿命マテリアルの創出とその理論的基盤の構築」

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

CREST「実環境知能システムを実現する基礎理論と基盤技術の創出」

CREST「人と AI の共生・協働社会を実現する学際的システム基盤の創出」

CREST「光と情報・通信・センシング・材料の融合フロンティア」

対象課題：令和 8 年度新規採択課題より適用

対象機関：委託研究契約書において「大学等」あるいは「企業等」と認められた研究機関

### (ii) リスクマネジメントの具体的内容について

実施するリスクマネジメントの内容は、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に基づくこととします。具体的には、採択候補課題のうち、リスクマネジメントの対象となった課題の研究代表者へ別途送付する「研究セキュリティに関する質問票」に対する回答をもとに、JST と研究代表者及び研究機関と協議の上で決定します。

### (iii) 「研究セキュリティに関する質問票」の回答の提出期限について

リスクマネジメントの対象となった場合、研究代表者は、主たる共同研究者の同意と、研究代表者及び主たる共同研究者の所属機関の担当部署（研究セキュリティ・研究インテグリティを所掌する部署が設置されている場合には当該部署を含む部署等）の確認を得たうえで、上記「研究セキュリティに関する質問票」への回答を、JST が別途定める提出期限までに提出してください。

### (iv) リスクマネジメントの結果の確認について

JST 及び文部科学省は、提出された回答を確認します。その結果、必要に応じて、研究代表者の所属する研究機関及び主たる共同研究者の所属する研究機関に対し、追加的なリスク軽減措置の実施を要請することがあります。

### (v) 個人情報の取扱いについて

提供された研究者等の個人情報は、研究セキュリティの確保に向けたリスクマネジメントの実施を目的として、JST のほか、JST から当該個人情報の提供を受けた文部科学省及び内閣府等の政府機関が、必要な範囲内で利用する場合があります。

### (vi) 手順書違反が生じた場合の措置について

「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に基づき、手順書違反行為については、当該行為の悪質性及び招いた結果の重大性を踏まえ、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）における不正受給の行為として、当該不正受給を行った研究者及び共謀した研究者に対し、本プログラム等への応募制限措置等が講じられる場合があります。

## 6.6 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が本事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※ 1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1. 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※ 2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

※2. 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3. 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳細は以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t10kaisei/ekimu\\_tutatu](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu)

.pdf

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和 6 年 6 月 4 日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第 17 条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属させることを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等にあたっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社が M&A 等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本事業においては、同提言の内容が委託契約書に反映されますので、契約内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、JST へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いします。

### 6.7 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」ととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳

（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

### 6.8 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

### 6.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を含む本事業の事務処理説明書を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者（2026 年 4 月から CREST 主たる共同研究者も含みます。以下、「PI」といいます。）の人件費、研究以外の業務の

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

また、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」（令和 5 年 2 月 8 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえて、本事業において、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としています。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 11 月 13 日改訂）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

- 「「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、ACCEL、ACT-X）の対応 について」（令和 4 年 6 月 3 日改訂）

[https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/buyout\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/buyout_houshin.pdf)

- 「「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、ACT-X）の対応について」（令和 7 年 12 月 5 日改訂）

[https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/pi\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/pi_houshin.pdf)

### 6.10 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、当該事業年度における直接経費総額の 50%以内または 500 万円以内としています。

なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められませんので、ご注意ください。

### 6.11 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

(2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

(3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

### 6.12 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに e-Rad により報告してください（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル ([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)) 又は「よくある質問と答え」 (<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。

### 6.13 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や「統合イノベーション戦略 2025」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

そして、「科学の再興に向けて 提言」(2025 年(令和 7 年)11 月 18 日「科学の再興」に関する有識者会議)において、研究環境を刷新することとして、研究設備等のアクセス確保・持続的強化と研究費使途の変革に向けて、2035 年度末までの共用化率の倍増を見据え、設備等とオペレーションが一体となったコアファシリティを各研究機関で整備するとともに、競争的研究費で整備した設備・機器を研究大学等において公共財として適切に管理し、競争的研究費の活用をハード(設備・機器等)からソフト(人材、仕組み、それらによる高付加価値のサービス等)へシフトするよう改革を実施することを求められています。また、「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」(令和 7 年 7 月 10 日科学技術・学術審議会研究開発基盤部会先端研究開発基盤強化委員会)において、このような競争的研究費の使途変容を促進・確認するため、研究設備等について利用料金の計上を基本とし、一定規模以上の研究設備等の購入費を計上する場合には、研究機関が重複や共用予定(共用予定時期、共用が難しい場合はその理由等)を確認したうえで申請を行う仕組みを導入することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により研究設備・機器を購入することが見込まれる場合について、申請前に研究機関として当該設備・機器を購入する必要があるか、公共財として適切に管理できるかの確認を行うとともに、特に取得金額が 1,000 万円以上で汎用性のあるものを購入する場合については、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器を活用すること、複数の研究費の合算による購入・共用することが可能かどうかなどの確認を行ってください。その結果、購入することが必要であるとの判断に至った場合でも、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、より一層の共用化に努めてください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用バランスについては十分に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○ 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

[競争的研究費改革に関する検討会 (H27.6.24) ]

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)

- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」 [閣議決定 (R3.3.26) ]  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略 2025」 [閣議決定 (R7.6.6)]  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2025\\_zentai.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2025_zentai.pdf)
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」  
[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (R5.5.24 改正) ]  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu\\_rule\\_r50524.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf)
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について (合算使用)」  
[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ (R2.9.10 改正) ]  
[https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt\\_sinkou02-100001873.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf)
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」 (R4.3 策定)  
[https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt\\_kibanken01-000021605\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf)  
【参考 : 概要版 YouTube】 [https://youtu.be/x29hH7\\_uNQo](https://youtu.be/x29hH7_uNQo)
- 「大学連携研究設備ネットワーク」  
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」  
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」  
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>
- 「科学の再興に向けて 提言」 [「科学の再興」に関する有識者会議 (R7.11.18)]  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/gijyutu/042/mext\\_00002.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/042/mext_00002.html)
- 「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」  
[科学技術・学術審議会 研究開発基盤部会 先端研究開発基盤強化委員会 (R7.7.10)]  
[https://www.mext.go.jp/content/20250710-mxt\\_kibanken01-000043663\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250710-mxt_kibanken01-000043663_1.pdf)

### 6.14 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)においては、優

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生については、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

### （留意事項）

- ・ 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・ 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度<sup>※</sup>の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

※ 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40 万円以上 45 万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19 日~20 日)の勤務時間(7 時間 45 分~8 時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

### 6.15 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2 か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの 3 年から 7 年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては 3 年から 5 年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン~教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて~」(平成 31 年 2 月 25 日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5~10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

### 6.16 男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）」や「第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）」、「Society5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和 4 年 6 月 2 日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

- ・ 理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理・化学等の授業や出前講座に係る費用を直接経費から支出可能とします。
- ・ 研究成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとして SNS 等で配信するための費用を直接経費から支出可能とします。
- ・ 上記 2 点のアウトリーチ活動の実績について研究成果報告書への記載を可能とし、プラス評価の対象とします。また、研究計画書への記載も可能とし、審査の際にプラス評価の対象とします。

また、生物学的性（セックス）や社会的・文化的性（ジェンダー）等を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

- ・ 性等を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れもあります。従って、研究開発における関わりを検討し、必要に応じて性等を考慮して実施してください。

### 6.17 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (R2.12.18 改正)]  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>
- 「「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に関する戦略的創造研究推進事業 (CREST、さきがけ、ACT-X) の対応について」(令和 7 年 4 月 1 日改訂)  
[https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/senjukanwa\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/senjukanwa_houshin.pdf)

### 6.18 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

「5.2.6 採択された研究代表者及び主たる共同研究者、個人研究者の責務等」もご参照ください。

### 6.19 URA 等の研究開発マネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)において、URA 等の研究開発マネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議)においても、研究開発マネジメント人材やエンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

さらに、「研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン」(令和 7 年 6 月科学技術・学術審議会人材委員会)において、研究開発マネジメント人材は、研究者のパートナーとして研究成果を生み出すことに貢献するのみならず、組織的な研究資金・人員の調達・管理や経営戦略策定への関与など、研究大学等の組織運営に係る研究開発マネジメント全般を担う重要な人材であることが明示されています。加えて、研究大学等においては、研究開発マネジメント人材の確保・育成に加え、学内の研究者と事務職員、専門人材の分掌の見直しを行い、研究開発マネジメント人材が意欲を持って活躍できるような環境を整備することで、研究者が研究により専念できる環境を整備し、研究大学等に求められる役割を一層強化されることを期待されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等の研究開発マネジメント人材が本事業の研究プログラムの研究開発マネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該研究開発マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、必要な研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

### 6.20 社会との対話・協働の推進について

『国民との科学・技術対話』の推進について(基本的取組方針)(平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

[https://www.mext.go.jp/content/20200210-mxt\\_kaiyou-000004770\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200210-mxt_kaiyou-000004770_5.pdf)

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められています。JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・ サイエンスアゴラ  
<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>
- ・ 日本科学未来館  
<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

### 6.21 オープンサイエンスの促進について

#### (1) JST のオープンサイエンス方針について

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を定めています（平成 29 年 4 月施行、令和 4 年 4 月、令和 7 年 4 月改定）。本方針では、研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

ついては、研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物等を通じて原則として公開していただきます。

また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、JST の求めに応じて提出するとともに、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JST が示すメタデータ（※ 1）を付与していただきます。メタデータを付与した管理対象データのうち公開データについては、各研究機関が指定する機関リポジトリや国立情報学研究所が運用する研究データ基盤システム等に適切に収載していただきます。所属機関で機関リポジトリが整備されておらず、適切な保管リポジトリが見つからない場合、JST が 2025 年 11 月から運用を開始した GRANTS Data (<https://grantsdata.jst.go.jp>) をご利用ください。

詳細は、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

(※ 1) DMP に記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- 研究 DX (デジタル・トランスフォーメーション) -オープンサイエンス (内閣府)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>

- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方

(統合イノベーション戦略推進会議)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目 (2026 年 1 月時点)

[https://www8.cao.go.jp/cstp/common\\_metadata\\_elements.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf)

なお、JST は、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映 (改正) を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析する場合があります。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「6.23 ライフサイエンス分野のデータ公開について」もご参照してください。

### (2) 学術論文等の即時オープンアクセスについて

世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が国際的にも進みつつあり、学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究成果が広く国民に還元されるとともに、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献することが期待されます。

本事業の助成を受けて執筆した査読付き学術論文及び根拠データ(※ 2)は、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針 (令和 6 年 2 月 1 6 日統合イノベーション戦略推進会議決定)」(以下「基本方針」という。)及び「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針 (統合イノベーション戦略推進会議 令和 6 年 2 月 1 6 日決定)」の実施にあたっての具体的方策 (令和 6 年 10 月 8 日改正 関係府省申合せ)」(以下「具体的方策」という。)に従って、学術雑誌への掲載後、即時(※ 3)に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられています。

ここで、「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、研究データ基盤システム (NII Research Data

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

Cloud) (※ 4) 上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとされており、年度終了後に提出する実績報告等において入力された研究成果情報は、e-Rad を通じ、研究データ基盤システムに提供されます。必要な情報が記載されている場合、これにより、研究成果情報が研究データ基盤システム上で検索可能となります。

また、オープンアクセスの実施状況を把握するため、実績報告等に記載する研究成果情報の項目を追加・変更しています。既存の項目に加え、即時オープンアクセスの対象該当否、即時オープンアクセスの実施有無、(即時オープンアクセスの実施無の場合) 即時オープンアクセスが困難な理由、学術論文や根拠データを掲載した「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページの URL 等の識別子について記入いただきます。

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和 6 年 2 月 16 日統合イノベーション戦略推進会議決定)

[https://www8.cao.go.jp/cstp/oa\\_240216.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf)

- 「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(統合イノベーション戦略推進会議令和 6 年 2 月 16 日決定) の実施にあたっての具体的方策(令和 6 年 10 月 8 日改正関係府省申合せ)

[https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6\\_0221/hosaku.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf)

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策に関する FAQ

[https://www8.cao.go.jp/cstp/oa\\_houshin\\_faq.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq.pdf)

なお、学術論文等の即時オープンアクセスの対応に際し、所属機関で機関リポジトリが整備されていない場合、学術論文(含む電子付録)については JST が運用する Jxiv (<https://jxiv.jst.go.jp/index.php/jxiv/index>)、根拠データについては前述の GRANTS Data (<https://grantsdata.jst.go.jp>) 等のリポジトリをご活用ください。

- (※ 2) 基本方針において、「即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文(電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文(著者最終稿を含む))及び根拠データ(掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ)とする。」とされている。

- (※ 3) 具体的方策において、「基本方針における即時オープンアクセスの「即時」とは、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後の、公開禁止期間(エンバーゴ)がないことをいう。なお、「学術雑誌への掲載」とは、学術論文が

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

電子版として学術雑誌に掲載されることをいい、掲載される学術雑誌の巻・号・ページが決定する前に当該学術論文が電子版として先行して掲載される場合はその時点を「学術雑誌への掲載」とする。また、学術雑誌への掲載後、「機関リポジトリ等の情報基盤」へ掲載するための手続きに要する期間については、所属する機関の体制等によって異なるため、特段の規定は設けない。ただし、目安として学術雑誌への掲載後 3 か月程度で「機関リポジトリ等の情報基盤」において公開されることが望ましい。」とされている。

(※ 4) 「NII 研究データ基盤 (NII Research Data Cloud) の概要」 (国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター) (<https://rcos.nii.ac.jp/service/>)

### 6.22 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞) に、本事業により支援を受けた旨を記載する場合には「【JST XXX Program】 Grant Number 【10】 桁の体系的番号」を含めてください。本事業の【10】桁の体系的番号は、【JPMJ+英字 2 文字+英数字 4 桁】です。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST 【XXXX Program】 Japan Grant Number 【JPMJxxxxxx】.

【和文】

本研究は、JST 【〇〇事業】【JPMJxxxxxx】の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

### 6.23 ライフサイエンス分野のデータ公開について

「ライフサイエンス研究の研究力向上に向けて (中間とりまとめ)」(令和 6 年 7 月 31 日)では、ライフサイエンスにおいてデータ駆動型研究が進展する中、世界の潮流を踏まえながらデータシェアリングを進めていくとともに、ライフサイエンス系のデータベース基盤を提供していくことが重要であるとされています。

この趣旨を踏まえ、本事業により新たに構築されるライフサイエンス分野のデータベース及びそれらに収載されるデータについては、ライフサイエンス研究における共用・利活用を促進するため、

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

以下の統合的なツールへの登録・公開にご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	<a href="https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/">https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/</a>
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベースアーカイブ	<a href="https://dbarchive.biosciencedbc.jp/">https://dbarchive.biosciencedbc.jp/</a>
3	塩基配列情報他、ヒト試料を用いた研究成果データ全般	NBDC ヒトデータベース	<a href="https://humandbs.dbcls.jp/">https://humandbs.dbcls.jp/</a>

### 6.24 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号。以下「基本指針」といいます。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、3 R の原則である、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本事業に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いいたします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いいたします。

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示 71 号）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/06060904.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm)

### 6.25 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、NBRP の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、本事業で開発したバイオリソース（NBRP で対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託（※）いただき、NBRP における収集活動にご協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているバイオリソース（動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報）については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用（保存・提供）を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点整備プログラム 対象バイオリソース・代表機関一覧

<https://nbrp.jp/resource/>

### 6.26 多機関共同研究における治験・研究の一括審査について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が適用される治験、臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が適用される臨床研究、又は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）が適用される研究等（以下、「治験・研究」といいます。）の倫理審査等について、原則として、機関共同研究を実施する場合には一括審査を行ってください。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究については、この限りではありません。

本事業において、多機関共同研究における治験・研究を行う場合、その実施の適否について、一括審査を行うことが必要です。また、一括審査の記録については、治験・研究のルールに準じて一定期間の適切な管理を行ってください。状況把握のために、必要に応じて、研究機関に照会を行うことがあります。

（参考）規制改革実施計画（令和 6 年度）

[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/240621/01\\_program.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/240621/01_program.pdf)

#### P.51-52 被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化

##### 【該当部分】

b 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、a の目標を達成するため、競争的研究費の提供を受ける治験・研究について、多機関共同研究を実施する場合には一括審査を必須要件に位置付ける。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究

#### 6.27 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

研究支援サービスのお知らせです。文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和 7 年 4 月時点で 18 件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトよりご覧いただけます。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kihon/1422215\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm)

#### 6.28 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

## 6.29 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

### (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、公的研究費の配分を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）<sup>\*4</sup>の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

### (2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関<sup>\*5</sup>では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、2026 年 4 月 1 日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad からチェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入いただき、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付競争的研究費調整室へ e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 7 年度版チェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 8 年度版チェックリストに係る手続きを 2026 年 12 月 1 日までに行ってください。

---

<sup>\*4</sup> 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイト  
を参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

<sup>\*5</sup> 「CREST」では、研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関（研究費の配分を受けない協力機関等）については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

### 6.30 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

#### ○ 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

##### (i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託研究契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

##### (ii) 申請及び参加<sup>\*6</sup>資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」といいます。)) や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>\*7</sup>に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

---

<sup>\*6</sup> 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

<sup>\*7</sup> 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

第 6 章 応募に際しての注意事項

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※ 3, 4
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者※ 1	1 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	2 1 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5 年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者※ 2			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

※3. 以下の場合、申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 表中※ 1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 表中※ 2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4. 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など) について、JST において原則公表することとします。また、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※ 現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

### 6.31 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和 8 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 7 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

### 6.32 関係法令等に違反した場合の措置

本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

研究を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

### 6.33 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について  
研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定<sup>\*8</sup>)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

### (2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関<sup>\*9</sup>は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、令和 8 年 4 月 1 日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 8 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、原則として研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1420301\\_00007.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00007.html)

(上記 URL は、令和 7 年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。)

(※1) 提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

---

\*8 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

\*9 「CREST」では、研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。但し、研究活動は行っているが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けていない機関については、提出は不要です。

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

(※2) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度 9 月 30 日（9 月 30 日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

### (3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

#### (i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託研究契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

#### (ii) 申請及び参加※資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※ 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

第 6 章 応募に際しての注意事項

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10 年	
	2. 特定不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年
		上記以外の著者		2～3 年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3 年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為があつた研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2 年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があつたと認定された年度の翌年度から起算します。なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和 8 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 7 年度以前に終了した制度においても対象となります。

### (iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案等の内容（不正事案名、不正行為の種別、事業名、不正事案の概要、JST が行った措置等）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

### 6.34 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者及び個人研究者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講するよう周知徹底していただくことが必要です。

### 6.35 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

- 提案時に提出される書類等に含まれる情報は、研究課題採択のための審査に利用します。また、採択された研究課題は、引き続き上述の情報を採択後の研究推進のために JST が利用することがあります。研究提案書は、個人が特定されない形で、JST の事業運営に資する研究動向の統計や分析に利用します。提案者の利益の維持、「個人情報保護に関する法律」その他の観点から、応募内容に関する秘密は厳守いたします。

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

「個人情報の保護に関する法律」について

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000057>

- 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲で、提案書等に含まれる一部の情報を他府省等を含む他の競争的研究費等の担当部門に情報提供する場合があります。
- 「第 7 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」に記載する重複応募等の有無を確認するために必要な範囲で、国立研究開発法人日本医療研究開発機構に選考等に係る一部の情報を提供する場合があります。

- e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、研究者番号、予算額、実施期間、課題概要及び成果論文のメタデータ）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページの他、JST が運営する JST プロジェクトデータベース（以下「PDB」といいます。<https://projectdb.jst.go.jp/>）及び研究課題統合検索（GRANTS、<https://grants.jst.go.jp/>）において公開すると共に、公開情報として JST 他の情報システムにも利用される場合があります。また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDB において公開する場合があります。

- e-Rad から内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

### 6.36 研究プロジェクト管理システムの利用及び研究者情報の researchmap への登録について

戦略的創造研究推進事業（CREST・さきがけ・ACT-X）では、JST が運営する研究者情報データベース（researchmap※ 1）と連携した JST の研究プロジェクト管理システム（R3；アールキュ

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

ープ※2) で、研究計画及び成果報告の提出を行っていただきます。また、researchmap のコミュニティ機能を用いて各種ファイルの配付やイベントの案内等の事業運営で活用します。面接選考の対象となった研究者の方、共同研究者の方には researchmap への登録が必須となりますので、未登録の方は早めの登録をお勧めします。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されております。積極的に researchmap への登録、業績情報等の入力・更新をお願いします。

※1. researchmap (<https://researchmap.jp/>) は JST が運営する日本の研究者情報データベースとして 37 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなる等、効率化にもつながります。

※2. R3 (アールキューブ) は、戦略的創造研究推進事業のプログラムに採択された研究者の皆様に使っていただく研究計画及び成果報告の電子申請システムです。

researchmap の登録状況の確認方法と新規登録方法、ログイン方法とパスワード再発行の方法については、以下『researchmap クイックガイド (新規登録・ログイン)』をご参照ください。

[https://researchmap.jp/outline/rr\\_manual/quickguide.pdf](https://researchmap.jp/outline/rr_manual/quickguide.pdf)

また、自身の業績の登録方法、編集方法や、登録した業績データの出力方法等、その他の操作方法については以下『マニュアル・FAQ』をご参照ください。

<https://guide.researchmap.jp/index.php/Researchmap> 利用者マニュアル

採択後初めて R3 を利用する時点で、R3 利用規約及び R3 プライバシーポリシーに同意いただきます。

- ・ R3 利用規約  
<https://r3.jst.go.jp/termsAndConditions.html>
- ・ R3 プライバシーポリシー  
<https://r3.jst.go.jp/privacyPolicy.html>

### 6.37 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報（※）を任意の様式で研究者から JST に通知してください。

※「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

### 6.38 特許出願非公開制度について

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っています。一方、特許出願非公開制度創設前は、我が国の特許制度は、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であっても、1年6ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律（令和4年法律第43号）（以下「経済安全保障推進法」といいます。）」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けられました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府のウェブサイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳細は以下を参照してください。

内閣府：特許出願の非公開に関する制度

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/patent.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html)

### 6.39 人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等が改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳細は下記ウェブサイトをご参照ください。

- ・ ライフサイエンス「生命倫理・安全に対する取組」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/lifescience/bioethics/mext\\_02626.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/mext_02626.html)

- ・ 研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(遵守すべき法令・ガイドライン等の例)

- ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。その後の改正を含む)
- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)平成 19 年 2 月 15 日施行/平成 26 年 2 月 18 日改正文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)」
- ・ 安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)について、最先端研究の成果等が大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、軍事転用等の懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、外国為替及び外国貿易法(外為法)をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等
- ・ 海外における実地の研究活動(生物資源の持ち出しも含む)や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法律等
- ・ ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等

#### 6.40 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース (JREC-IN Portal : <https://jrecin.jst.go.jp/>) は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者等の研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 2.5 万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進にあたって高度な知識をもつ研究人材 (ポストドクター、研究者等) をお探しの際には、ぜひ JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、researchmap の ID、パスワードで JREC-IN Portal にログインできる他、JREC-IN Portal の履歴書、業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて、簡単にこれらの書式を作成いただけます。

## 第 7 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

戦略的創造研究推進事業 2026 年度の「CREST」、「さきがけ」、「ACT-X」の研究提案募集に関して、JST と AMED が運営する戦略的創造研究推進事業内で定めた方針に基づき、以下の通り重複応募についての制限を予め明確化しています。本章において記載のない JST 内外の他事業につきましても、不合理な重複または過度の集中に該当すると個別に判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。詳細は、本章 (5) 及び「6.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

- (1) 2026 年度に公募を行う「CREST」、「さきがけ」、「ACT-X」、「AMED-CREST<sup>\*10</sup>」、「PRIME<sup>\*11</sup>」の全ての研究領域又は研究開発領域、「LEAP」の中から、研究提案者として 1 件のみ応募できます。
- (2) 「CREST」、「さきがけ」、「ACT-X」の研究提案者としての応募には、以下の制限があります。
  - ・ 現在、a から f の立場にある方は、「CREST」、「さきがけ」、「ACT-X」に研究提案者として原則応募できません。詳細は、「第 7 章 表 1 : CREST・さきがけ・ACT-X への応募・参画の可否」をご参照ください。
  - ・ 現在、h の立場にあり、2027 年度以降に研究期間が終了する方、また、過去に a～g の立場にあった方は「ACT-X」に研究提案者として応募できません。詳細は、「第 7 章 表 1 : CREST・さきがけ・ACT-X への応募・参画の可否」をご参照ください。(現在 h の立場にある方の CREST、さきがけ応募は可能ですが、CREST、さきがけに採択された年度末をもって ACT-X 研究は終了となります (早期終了))。
    - a. 戦略的創造研究推進事業 ERATO の研究総括、副研究総括
    - b. 戦略的創造研究推進事業 CREST の研究代表者
    - c. 戦略的創造研究推進事業 さきがけの個人研究者
    - d. 戦略的創造研究推進事業 (革新的先端研究開発支援事業) AMED-CREST の研究開発代表者
    - e. 戦略的創造研究推進事業 (革新的先端研究開発支援事業) PRIME の研究開発代表者

<sup>\*10</sup> 日本医療研究開発機構 (AMED) が実施する戦略的創造研究推進事業の革新的先端研究開発支援事業です。AMED-CREST (ユニットタイプ) は研究開発代表者を筆頭とするユニットで研究を推進するプログラムです。

<sup>\*11</sup> 日本医療研究開発機構 (AMED) が実施する戦略的創造研究推進事業の革新的先端研究開発支援事業です。PRIME (ソロタイプ) は研究開発代表者が個人で研究を推進するプログラムです。

## 第 7 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

- f. 戦略的創造研究推進事業（革新的先端研究開発支援事業）FORCE、LEAP の研究開発代表者
- g. 戦略的創造研究推進事業 AIP 加速課題の研究代表者
- h. 戦略的創造研究推進事業 ACT-X の個人研究者

(3) CREST では、主たる共同研究者やその他の研究参加者としての応募について以下の制限があります。

- a. 当年度の応募において、同一のチームが研究代表者と主たる共同研究者を互いに入れ替え、複数の応募を行うことはできません。この制限は応募先の研究領域が同一か否かに関わらず適用されます。2020 年度より本制限の対象は、AMED-CREST の研究開発代表者と研究開発分担者も含まれます。

チーム構成が一部異なる等、原則、上記の制限には該当しない場合でも不合理な重複ないし過度の集中に該当すると判断された場合は、必要に応じて一定の措置を行うことがあります。「6.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

- b. 研究代表者または主たる共同研究者またはその他の研究参加者として応募し、かつ、他の研究提案において主たる共同研究者またはその他の研究参加者として応募し、その両方が採択候補となった場合は、研究内容や規模等を勘案した上で、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うことがあります。2020 年度より AMED-CREST、PRIME、FORCE、LEAP、ERATO についても同様な調整を行うことがあります。詳細は「第 7 章 表 2 : CREST・さきがけ・ACT-X 間の同時応募・参画の可否」をご参照ください。
- c. 現在、CREST 研究課題の主たる共同研究者またはその他の研究参加者の立場にある方が、今回新たに研究提案者または主たる共同研究者またはその他の研究参加者として応募し、採択候補となった際は、上記 b.と同様の調整を行う場合があります。2020 年度より AMED-CREST、PRIME、FORCE、LEAP、ERATO についても同様な調整を行うことがあります。詳細は「第 7 章 表 1 : CREST・さきがけ・ACT-X への応募・参画の可否」をご参照ください。

(4) 2022 年度より「さきがけ」、「ACT-X」個人研究者と「CREST」の主たる共同研究者を同時に実施することを可能としています。PRIME 研究開発代表者、AMED-CREST、FORCE、LEAP の研究開発分担者、ERATO グループリーダーについても同様な措置をとります。詳細は、「第 7 章 表 1 : CREST・さきがけ・ACT-X への応募・参画の可否」と「第 7 章 表 2 : CREST・さきがけ・ACT-X 間の同時応募・参画の可否」をご参照ください。

## 第 7 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

※ 個人研究者と主たる共同研究者を同時に実施する場合、不合理な重複または過度の集中に該当すると判断された場合は、必要に応じて一定の措置を行うことがあります。「6.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

(5) 2026 年度の「CREST」、「さきがけ」、「ACT-X」への応募が採択候補となった結果、JST が運用する全ての競争的研究費制度等を通じて、研究課題等への参加が複数となった場合には、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うことがあります（研究期間が 2026 年度内に終了する場合を除きます）。調整対象となるのは研究提案者本人に加え、CREST への応募の場合は主たる共同研究者やその他の研究参加者も含まれます。

※ 創発的研究支援事業への応募と、CREST 研究代表者・さきがけ個人研究者としての応募を並行して行うことは可能ですが、両方を同時に実施することはできません。CREST 主たる共同研究者・ACT-X 個人研究者については同時応募・重複実施が可能です。

※ 現在、研究代表者（創発研究者）として創発的研究支援事業を実施中の場合でも、今回募集している CREST 研究代表者・さきがけ個人研究者としての応募が可能です。CREST、さきがけに採択された後の創発的研究支援事業の研究課題については創発的研究支援事業担当者にご確認ください。

第 7 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

【参考】

表 1 : CREST・さきがけ・ACT-X への応募・参画の可否

(現在、CREST・さきがけ・ACT-X・AMED プログラム・ERATO の研究に従事されている方)

応募先の研究課題の立場 現在の研究課題の立場		CREST			さきがけ	ACT-X
		研究代表者	主たる共同研究者	その他の研究参加者	個人研究者	個人研究者
CREST 注6	研究代表者	×注3,7 p.94(2)	○注1	○注1	×注3,4 p.94(2)	× p.94(2)
	主たる共同研究者	○注1 p.95(3)c	○注1 p.95(3)c	○注1 p.95(3)c	○注1,2 p.95(4)	○注1 p.95(4)
	その他の研究参加者	○注1 p.95(3)c	○注1 p.95(3)c	○注1 p.95(3)c	○注1,2	○注1
さきがけ	個人研究者	×注3,4 p.94(2)	○注1 p.95(4)	○注1	×注3 p.94(2)	× p.94(2)
ACT-X	個人研究者	○注5 p.94(2)	○注1 p.95(4)	○注1	○注5 p.94(2)	×注3 p.94(2)
AMED-CREST、FORCE、LEAP	研究開発代表者	×注3,4 p.94(2)	○注1	○注1	×注3,4 p.94(2)	× p.94(2)
	研究開発分担者	○注1 p.95(3)c	○注1 p.95(3)c	○注1 p.95(3)c	○注1 p.95(4)	○注1 p.95(4)
	その他の研究参加者	○注1 p.95(3)c	○注1 p.95(3)c	○注1 p.95(3)c	○注1	○注1
PRIME	研究開発代表者	×注3,4 p.94(2)	○注1 p.95(4)	○注1	×注3,4 p.94(2)	× p.94(2)
ERATO	研究総括、副研究総括	×注3,4 p.94(2)	○注1	○注1	×注3,4 p.94(2)	× p.94(2)
	グループリーダー	○注1 p.95(3)c	○注1 p.95(3)c	○注1 p.95(3)c	○注1 p.95(4)	○注1 p.95(4)
	契約開発担当者	○注1 p.95(3)c	○注1 p.95(3)c	○注1 p.95(3)c	○注1	○注1
	研究参加者	○注1 p.95(3)c	○注1 p.95(3)c	○注1 p.95(3)c	○注1	○注1

注 1) 応募先採択時には、過度の集中、不合理な重複を考慮し、採択先の研究費を減額する、もしくは自身が実施する研究をいずれか一方にする等の調整をすることがあります。

注 2) 専任での参加を希望し、採択後も CREST 研究への従事を引き続き希望する場合は JST による審査があります。

注 3) 研究期間が 2026 年度に終了する場合は応募が可能です。

注 4) 研究期間終了が 2027 年度以降の場合は、事前に現在実施中の領域の研究総括及び JST/AMED が他領域に応募すること及び採択された場合に当該領域での研究を中止することを、承認した場合のみ可能です(募集締切 3 週間前までに JST/AMED 領域担当者に連絡してください)。

注 5) ACT-X 研究実施中にさきがけ、PRIME、CREST、AMED-CREST に応募する際は、その旨を研究総括、JST に通

## 第 7 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

知してください（採択された場合には ACT-X 研究は終了となります（早期終了））。ACT-X 加速フェーズへの申請と並行して応募することは可能ですが、両方を同時に実施することはできません（どちらかの採択が決定次第もう一方の提案を取り下げるといった調整を行います）。

注 6) さきがけ融合研究加速課題も含みます。

注 7) さきがけ融合研究加速課題の実施中に CREST、AMED-CREST に応募する際は、その旨を研究総括、JST に通知してください（採択された場合にはさきがけ融合研究加速課題は終了となります（早期終了））。

第 7 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

表 2 : CREST・さきがけ・ACT-X 間の同時応募・参画の可否

(現在、CREST・さきがけ・ACT-X・AMED プログラム・ERATO のいずれの研究にも従事されていない方)

応募先 2 の立場 応募先 1 の立場		CREST			さきがけ	ACT-X
		研究代表者	主たる共同研究者	その他の研究参加者	個人研究者	個人研究者
CREST	研究代表者	× p.94(1)	○注1 p.95(3)a,b	○注1 p.95(3)b	× p.94(1)	× p.94(1)
	主たる共同研究者	○注1 p.95(3)a,b	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(4)	○注1 p.95(4)
	その他の研究参加者	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(3)b	○注1	○注1
	前年度特定課題調査対象 (研究代表者)	指定領域のみ ○ p.40 5.1.4(2)	○注1 p.95(3)a,b	○注1 p.95(3)b	× p.94(1)	× p.94(1)
さきがけ	個人研究者	× p.94(1)	○注1 p.95(4)	○注1	× p.94(1)	× p.94(1)
	前年度特定課題調査対象 (個人研究者)	× p.94(1)	○注1 p.95(4)	○注1	指定領域のみ ○ p.40 5.1.4(2)	× p.94(1)
ACT-X	個人研究者	× p.94(1)	○注1 p.95(4)	○注1	× p.94(1)	× p.94(1)
AMED-CREST	研究開発代表者	× p.94(1)	○注1 p.95(3)a,b	○注1 p.95(3)b	× p.94(1)	× p.94(1)
	研究開発分担者	○注1 p.95(3)a,b	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(4)	○注1 p.95(4)
	参加者	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(3)b	○注1	○注1
PRIME	研究開発代表者	× p.94(1)	○注1 p.95(4)	○注1	× p.94(1)	× p.94(1)
ERATO	研究総括、副研究総括	○注2	○注1	○注1	○注2	○注2
	グループリーダー	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(4)	○注1 p.95(4)
	研究参加者	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(4)	○注1 p.95(4)
	前年度特定領域調査対象	○注2	○注1	○注1	○注2	○注2

第 7 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

LEAP	研究開発代表者	× p.94(1)	○注1	○注1	× p.94(1)	× p.94(1)
	研究開発分担者	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(4)	○注1 p.95(4)
	参加者	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(3)b	○注1 p.95(3)b	○注1	○注1
<p>注 1) 両者採択候補時には、過度の集中、不合理な重複を考慮し、研究費を減額する、もしくは自身が実施する研究をいずれか一方にする等の調整をすることがあります。</p> <p>注 2) 両者採択候補時には、自身が実施する研究をいずれか一方にする等の調整を行うこととなります。(CREST、さきがけ、ACT-X への提案を取り下げるといった調整を行うこととなります。)</p>						

## 第 8 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について

### ○ 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) <sup>\*12</sup>について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、競争的研究費制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス (応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。

### 8.1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募に当たっての注意事項

研究提案の応募は、以下の通り e-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>) を通じて行います。  
特に以下の点にご留意ください。

#### ○ 募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

#### ○ e-Rad にログインする際の動作確認済環境

e-Rad の動作確認済環境は Edge, Firefox, Chrome, Safari です。ご注意ください。

(※IE では利用いただけません)

<https://www.e-rad.go.jp/requirement.html>

#### ○ 事前に研究機関及び研究者の登録、研究インテグリティ、研究機関における安全保障貿易管理体制の整備状況に係る情報の入力が必要です。

詳細は「[8.4.1 研究機関、研究者情報の登録](#)」や「別紙：府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法」をご参照ください。

#### ○ e-Rad への情報入力は、募集締切に対し数日以上余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。

#### ○ 入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は「別紙：府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法」の「[■応募情報の一時保存・入力の再開について](#)」

---

<sup>\*12</sup> 「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic(電子)の頭文字を冠したものです。

## 第 8 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について

をご参照ください。

- 研究提案提出後でも「引き戻し」が可能です。

**募集締切までは**、研究者自身で研究提案を引き戻し、再編集する事が可能です。詳細は「別紙：府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法」の「■提出した応募情報の修正「引き戻し」について」をご参照ください。

**募集締切当日は「引き戻し」を極力行わないでください。**募集締切当日は、e-Rad システムへのアクセス集中により、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあります。

### 8.2 e-Rad による応募の流れ

- (1) 研究機関、研究者情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、研究機関の事務担当者による登録が必要です。

※詳細は、「8.4.1 研究機関、研究者情報の登録」

↓

- (2) 研究提案書の様式の取得

研究提案募集ウェブサイトから研究提案書様式をダウンロードしてください。研究領域によって提案書様式が異なる場合があります。

必ず応募される研究領域の様式をダウンロードしてご利用ください。

↓

- (3) 研究提案書の作成（処理の負荷を軽減するため 3 MB 以内を目途、上限は 10 MB）

↓

- (4) e-Rad への応募情報入力

↓

- (5) 研究提案の提出

研究提案書をアップロードし、提出します。

- 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。従来 e-Rad で提供していた WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能については、2026 年 3 月にサービスを終了しました。ご自身が保有するアプリ等により PDF 化を行い、アップロードしてください。アップロードする PDF ファイルは、PDF リーダーの画面からコピーペーストしたテキストが文字化けしないことを必ず確認してください。一部のアプリによ

## 第 8 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について

る PDF 化では、PDF に埋め込まれたテキストが正しい文字コードではない場合があります。

PDF 化を行う際の注意事項の詳細については下記アドレスの別紙をご参照ください。

「別紙：府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法」

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/koubo/2026e-rad.pdf>

- 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。

### 8.3 e-Rad の操作方法、問い合わせ先

#### 8.3.1 e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト(<https://www.e-rad.go.jp/>)から参照又はダウンロードすることができます。

#### 8.3.2 問い合わせ先

制度・事業そのものに関する問合せは JST にて、e-Rad の一般的な操作方法に関する問い合わせは e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

本章及び e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）をよくご確認の上、お問い合わせください。

制度・事業に関する問い合わせ及び提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 戦略研究推進部（公募担当）	＜お問い合わせは必ず電子メールでお願いします（お急ぎの場合を除きます）＞ E-mail： <a href="mailto:rp-info@jst.go.jp">rp-info@jst.go.jp</a> [募集専用] 電話番号：03-3512-3530 [募集専用] 受付時間：10:00～12:00 13:00～17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く ※メール本文にはプログラム名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。 ※※2026 年 10 月 1 日～2027 年 2 月 28 日は、
---	-------------------	---

## 第 8 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について

		rp-info@jst.go.jp でのお問い合わせ受付を休止しています。当該期間中の募集に関するお問い合わせは、各プログラム窓口にご連絡ください。 CREST : <a href="mailto:crest@jst.go.jp">crest@jst.go.jp</a> さきがけ : <a href="mailto:presto@jst.go.jp">presto@jst.go.jp</a> ACT-X : <a href="mailto:act-x@jst.go.jp">act-x@jst.go.jp</a> [電話でご質問いただいた場合でも、電子メールでの対応をお願いすることがあります]
e-Rad の操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	電話番号 : 0570-057-060 (ナビダイヤル) 受付時間 : 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 (12月29日~1月3日) を除く

- 本事業の公募のウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian.html>)
- e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>)

### 8.3.3 e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

## 8.4 具体的な応募方法

### 8.4.1 研究機関、研究者情報の登録

応募時までには、研究機関及び所属研究者の登録が必要です (既に登録済みの場合、再登録は不要です)。**2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。**

#### ① 研究機関の登録申請

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決め、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続きを行ってください。

提案者が海外研究機関に所属している場合には、採択後に JST にて研究機関登録を行います。研究者 ID に登録されている所属は無し (府省共通研究開発管理システム) のままで応募画面に

## 第 8 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について

進んでいただき、「個別項目」タブ（別紙：府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法を参照）にご所属機関の名称をご記入ください。ただし、その場合には下記の通り、まずは提案者ご本人にて e-Rad のログイン ID・パスワードを取得していただく必要があります。

### ② 研究者情報の登録

「CREST」では研究代表者及び全ての主たる共同研究者が、「さきがけ」・「ACT-X」では個人研究者が、e-Rad に研究者情報を登録して、ログイン ID、パスワードを事前に取得する必要があります。取得手続きは以下の通りです。詳細は、ポータルサイトをご参照ください。

#### 1) 国内の研究機関に所属する研究者

研究機関向け「所属研究者の登録方法」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/regist.html>) から手続きを行ってください。

- ・ 作業者：研究機関の事務担当者
- ・ 登録内容：研究機関及び研究者情報

#### 2) 海外の研究機関に所属する研究者、もしくは研究機関に所属していない研究者

研究者向け「新規登録の方法」(<https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html>) から手続きを行ってください。

- ・ 作業者：提案者本人
- ・ 登録内容：研究者情報

### 8.4.2 その他具体的な応募方法

具体的な応募方法や研究提案書の様式の取得方法等については下記アドレスの別紙をご参照ください。

「別紙：府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法」

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/koubo/2026e-rad.pdf>

CREST・さきがけ・ACT-X 研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian.html>

に最新の情報やよくあるご質問を掲載していますので、あわせてご参照ください。

#### 【問い合わせ先】

お問い合わせは必ず電子メールでお願いします（お急ぎの場合を除きます）。

国立研究開発法人科学技術振興機構

戦略研究推進部

〒102-0076 東京都千代田区五番町 7 K's 五番町

E-mail : [rp-info@jst.go.jp](mailto:rp-info@jst.go.jp) [募集専用]

電 話 : 03-3512-3530 [募集専用]

(受付時間 : 10:00~12:00 13:00~17:00※)

※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く

※メール本文にはプログラム名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

※2026年10月1日~2027年2月28日は、[rp-info@jst.go.jp](mailto:rp-info@jst.go.jp) でのお問い合わせ受付を休止しています。当該期間中の募集に関するお問い合わせは、各プログラム窓口にご連絡ください。

CREST : [crest@jst.go.jp](mailto:crest@jst.go.jp)

さきがけ : [presto@jst.go.jp](mailto:presto@jst.go.jp)

ACT-X : [act-x@jst.go.jp](mailto:act-x@jst.go.jp)

[電話でご質問いただいた場合でも、電子メールでの対応をお願いすることがあります]